

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年8月10日提出
【計算期間】	第25期(自 2025年5月13日至 2026年5月12日)
【ファンド名】	三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞外国債券インデックスファンド
【発行者名】	三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 川上 豊
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目９番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目９番１号
【電話番号】	03-4223-3037
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、５,０００億円です。

※委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MRF	特殊型 ()
追加型	内外	その他資産 ()	ETF	
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
大型株	年4回	北米			その他 (FTSE世界 国債インデック ス(除く日本、 円換算ベー ス))	ロング・ ショート型／ 絶対収益 追求型
中小型株	年6回	欧州				
債券	年12回 (隔月)	アジア				
一般	年12回 (毎月)	オセアニア				
公債	日々	中南米				
社債	その他	アフリカ				
その他債券	()	中近東 (中東)				
クレジット 属性 ()		エマージング				
不動産投信						その他 ()
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般 クレジット属性 (高格付債)))						
資産複合 ()						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人資産運用業協会が定める「MRF及びMMFの運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人資産運用業協会が定める「MRF及びMMFの運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BBB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
	決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
		年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
		年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
		年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
		年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
		日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
		その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア		信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米		信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ		信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）		信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング		信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人資産運用業協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

日本を除く世界主要国の公社債を実質的な主要投資対象とし、日本を除く世界主要国の公社債の指標であるFTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）と連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

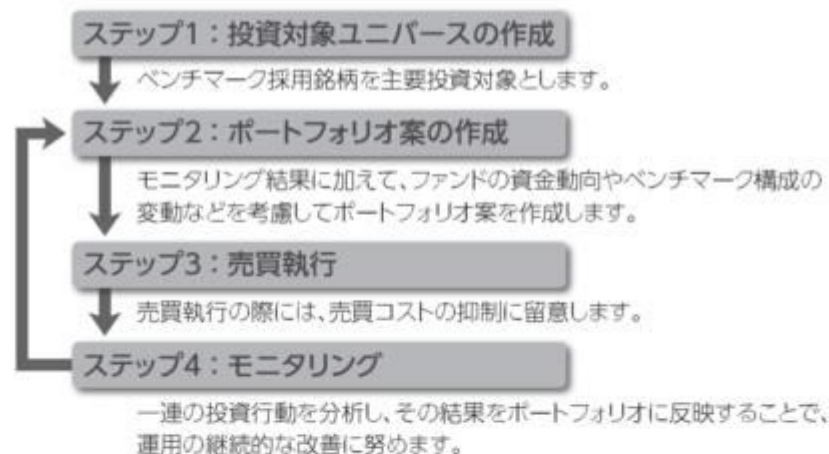
特色1

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）^(注)と連動する投資成果をめざして運用を行います。

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとします。

(注) FTSE世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）は、FTSE世界国債インデックス（除く日本）・データに基づき委託会社が計算したものです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

<運用プロセスのイメージ>



■ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 「運用担当に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.muif.jp/investment_policy/fm.html)

特色2

「外国債券インデックスマザーファンド」を通じて、日本を除く世界主要国の公社債への投資を行います。

外国債券インデックスマザーファンドの公社債の実質投資比率は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

ファンドが連動をめざすFTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）は日本を除く世界主要国の国債（投資適格債）のみを対象としており、したがってファンドは日本を除く世界主要国の公社債の中から投資適格債を実質的な主要投資対象として運用を行います。

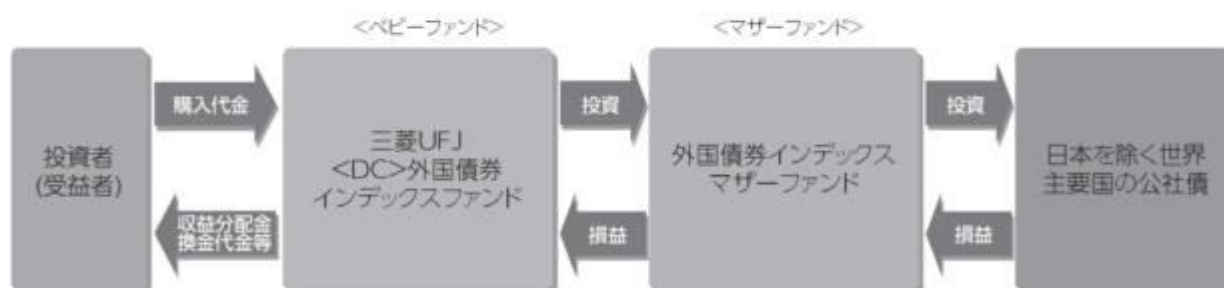


原則として、為替ヘッジは行いません。

為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

■ファンドの仕組み

運用は主に外国債券インデックスマザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界主要国の公社債へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

■分配方針

- ・年1回の決算時(5月12日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
- ・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2001年12月18日

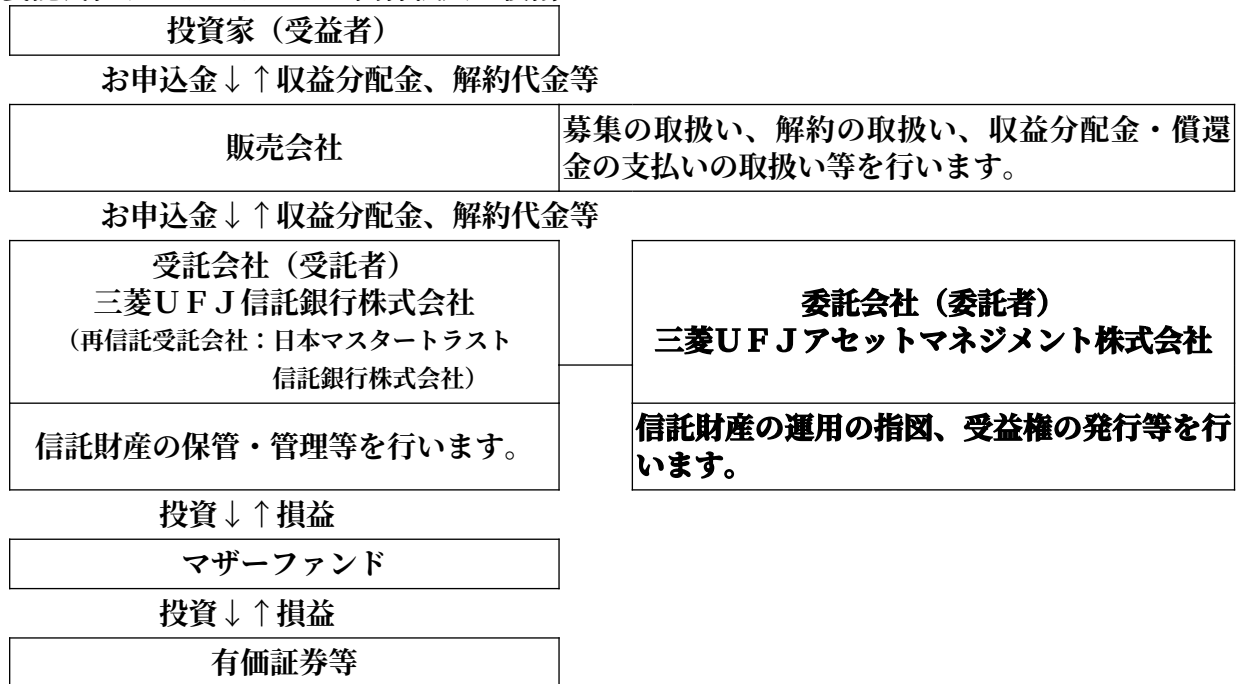
設定日、信託契約締結、運用開始

2005年10月1日

ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ
 投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継
 名称を「UFJパートナーズ＜DC＞外国債券インデックスファ
 ンド」から「三菱UFJ ＜DC＞外国債券インデックスファ
 ンド」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2026年5月末現在）

- 金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- 設立年月日
1985年8月1日
- 資本金
2,000百万円
- 沿革
1997年5月
- 2004年10月

2005年10月

東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会
 社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合
 併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更

2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

外国債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く世界各国の公社債に直接投資することがあります。

受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合に、外国債券インデックスマザーファンドにおける公社債の実質投資比率に当ファンドの当該マザーファンド受益証券への投資比率を乗じて得た割合を加算した比率）は信託財産の純資産総額を超える場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。なお、対象インデックスとの連動を維持するため、外国為替予約取引を行うことがあります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限りま。

ａ．有価証券先物取引等

ｂ．スワップ取引

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社とする外国債券インデックスマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証書と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるものの以外のもの
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りまゝす。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りまゝす。）
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 外国の者に対する権利で23. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③金融商品の指図範囲
- この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの
- ④その他の投資対象
- 信託約款に定める次に掲げるもの。
- ・外国為替予約取引

<外国債券インデックスマザーファンドの概要>

（基本方針）

この投資信託は、F T S E世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている国債を主要投資対象とします。

②投資態度

主として対象インデックスに採用されている国債に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- ・公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

- ・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

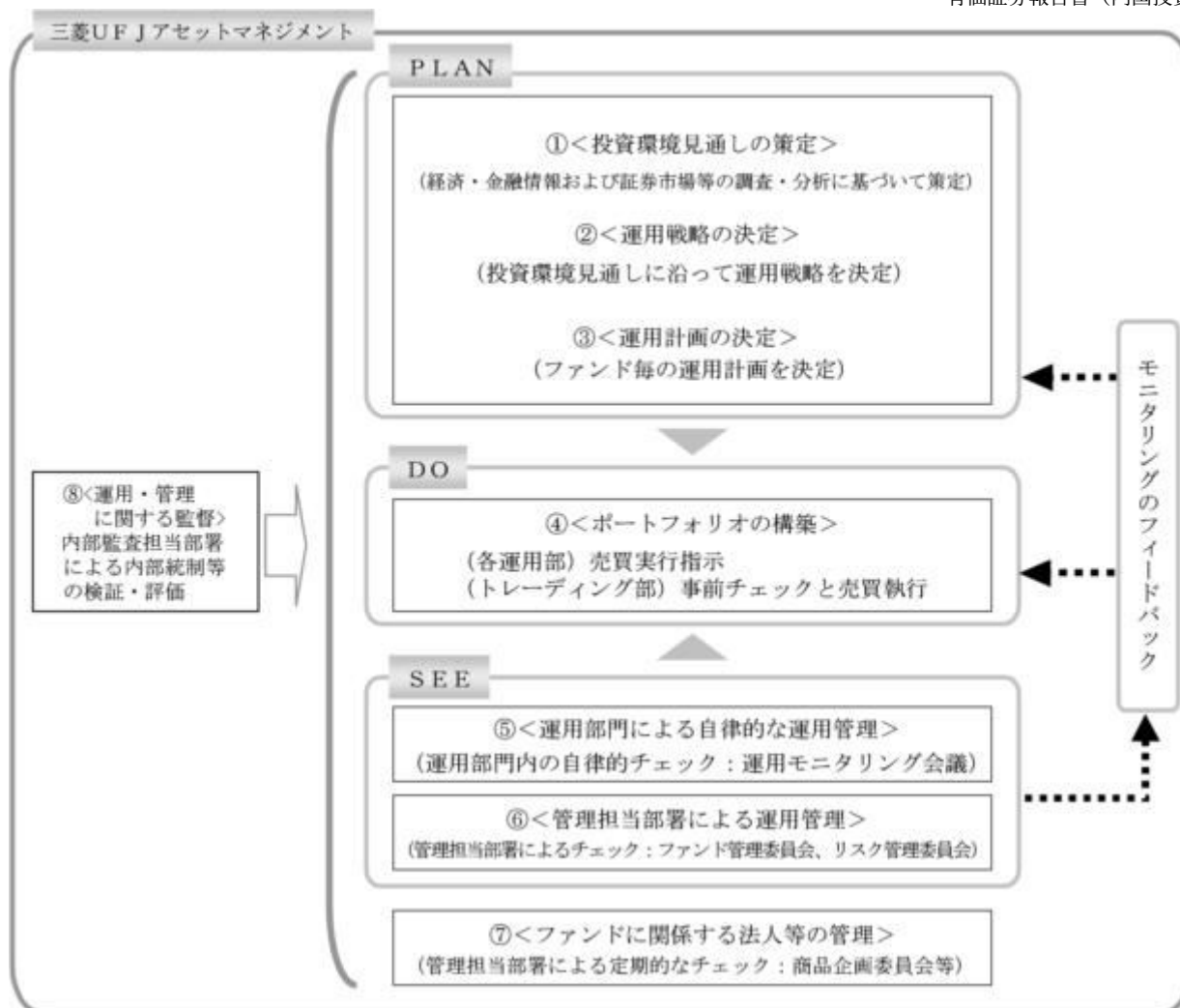
組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。なお、対象インデックスとの連動を維持するため、外国為替予約取引を行うことがあります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

- ①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ⑧有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑨スワップ取引を行うことができます。
- ⑩外国為替予約取引を行うことができます。
- ⑪デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑫外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

（3）【運用体制】



①投資環境見通しの策定

各運用部は国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

①で策定された投資環境見通しに沿って、各運用部は運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

①株式

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下 a. および b. において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

②新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額

とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- d. c. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑥スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（⑤に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑧外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

- d. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑨有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑩資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑪投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑫有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

⑭デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑮信用リスクの分散規制

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

①価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・当ファンドは、F T S E世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、債券先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因によりカイ離を生じることがあります。
- ・投資対象国における社会情勢の混乱や資産凍結を含む重大な規制の導入等による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性のリスクが大きくなる可能性があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

②リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

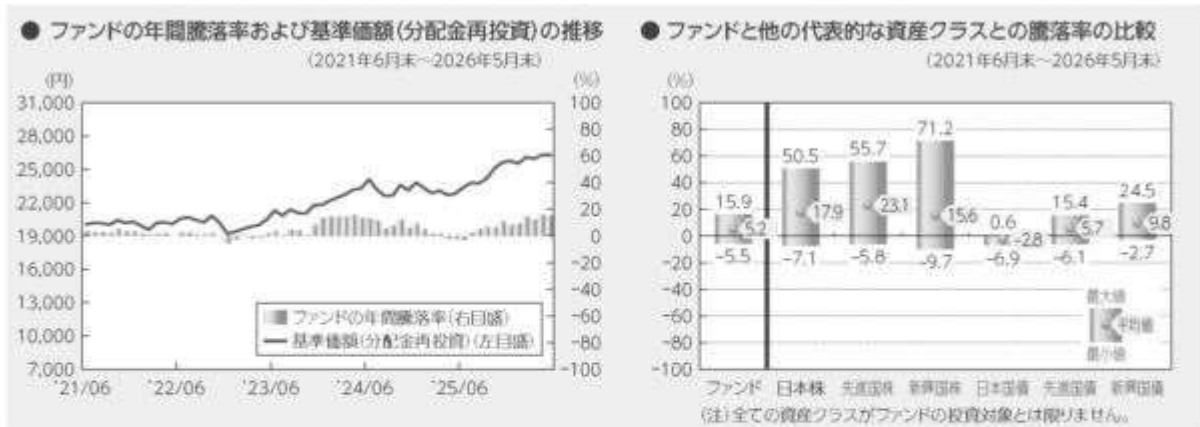
③内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

※ 申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関

する事務手続等です。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（３）【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.242%（税抜0.22%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.09%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.09%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記以外の場合の課税の取扱いは、次の通りです。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は2026年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2025年5月13日～2026年5月12日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.25%	0.24%	0.01%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】**【三菱UFJ <DC>外国債券インデックスファンド】****(1)【投資状況】**

2026年 5月29日現在

(単位:円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	5,276,958,024	99.99
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	527,902	0.01
純資産総額		5,277,485,926	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】**①【投資有価証券の主要銘柄】****a 評価額上位30銘柄**

2026年 5月29日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファン ド	1,713,743,188	3.0411	5,211,664,410	3.0792	5,276,958,024	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2026年 5月29日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2026年5月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第16計算期間末日 (2017年 5月12日)	3,985,267,796	3,985,267,796	17,258	17,258
第17計算期間末日 (2018年 5月14日)	4,045,041,001	4,045,041,001	17,381	17,381
第18計算期間末日 (2019年 5月13日)	4,037,875,520	4,037,875,520	17,460	17,460
第19計算期間末日 (2020年 5月12日)	4,183,113,242	4,183,113,242	18,112	18,112
第20計算期間末日 (2021年 5月12日)	4,279,862,893	4,279,862,893	19,089	19,089
第21計算期間末日 (2022年 5月12日)	4,321,727,162	4,321,727,162	19,369	19,369
第22計算期間末日 (2023年 5月12日)	4,203,133,341	4,203,133,341	19,471	19,471
第23計算期間末日 (2024年 5月13日)	4,746,946,381	4,746,946,381	22,351	22,351
第24計算期間末日 (2025年 5月12日)	4,595,834,230	4,595,834,230	22,176	22,176
第25計算期間末日 (2026年 5月12日)	5,217,275,417	5,217,275,417	25,064	25,064
2025年 5月末日	4,577,410,697	—	21,997	—
6月末日	4,649,749,628	—	22,533	—
7月末日	4,738,195,378	—	22,942	—
8月末日	4,736,571,359	—	22,882	—
9月末日	4,841,518,220	—	23,318	—
10月末日	5,003,322,325	—	24,212	—
11月末日	5,117,830,963	—	24,719	—
12月末日	5,156,170,169	—	24,833	—
2026年 1月末日	5,117,151,614	—	24,611	—
2月末日	5,222,279,017	—	25,177	—
3月末日	5,200,829,563	—	25,022	—
4月末日	5,282,041,096	—	25,358	—
5月末日	5,277,485,926	—	25,373	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円
第19計算期間	0円
第20計算期間	0円
第21計算期間	0円
第22計算期間	0円
第23計算期間	0円
第24計算期間	0円
第25計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第16計算期間	0.40
第17計算期間	0.71
第18計算期間	0.45
第19計算期間	3.73
第20計算期間	5.39
第21計算期間	1.46
第22計算期間	0.52
第23計算期間	14.79
第24計算期間	△0.78
第25計算期間	13.02

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第16計算期間	290,161,400	297,079,971	2,309,225,873
第17計算期間	366,775,918	348,767,918	2,327,233,873
第18計算期間	292,421,892	307,015,390	2,312,640,375
第19計算期間	383,962,624	386,962,442	2,309,640,557
第20計算期間	361,063,437	428,648,191	2,242,055,803
第21計算期間	369,521,666	380,351,078	2,231,226,391
第22計算期間	360,000,187	432,525,471	2,158,701,107
第23計算期間	370,411,289	405,304,658	2,123,807,738
第24計算期間	285,407,100	336,766,918	2,072,447,920
第25計算期間	288,041,609	278,897,893	2,081,591,636

（参考）

外国債券インデックスマザーファンド

投資状況

2026年 5月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	411,434,756,886	44.26
	中国	115,120,993,121	12.39
	フランス	69,374,194,243	7.46
	イタリア	60,558,440,612	6.52
	イギリス	52,123,831,022	5.61
	ドイツ	47,415,768,547	5.10
	スペイン	39,044,172,348	4.20
	カナダ	19,670,423,897	2.12

	ベルギー	13,685,712,553	1.47
	オーストラリア	11,850,013,569	1.27
	オランダ	11,338,163,778	1.22
	オーストリア	9,866,564,705	1.06
	メキシコ	8,154,759,739	0.88
	ポーランド	6,777,248,371	0.73
	ポルトガル	5,299,134,928	0.57
	フィンランド	4,832,761,683	0.52
	マレーシア	4,786,015,093	0.51
	韓国	4,411,905,599	0.47
	アイルランド	4,110,047,409	0.44
	イスラエル	4,096,597,080	0.44
	シンガポール	3,377,067,312	0.36
	ニュージーランド	2,640,583,640	0.28
	デンマーク	1,755,313,449	0.19
	スウェーデン	1,654,764,762	0.18
	ノルウェー	1,533,217,620	0.16
	小計	914,912,451,966	98.43
	コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	1.57
純資産総額		929,484,310,388	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

2026年 5月29日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	0.875 T-NOTE 301115	55,510,000	13,858.08	7,692,622,409	13,835.17	7,679,906,465	0.875000	2030/11/15	0.83
アメリカ	国債証券	1.25 T-NOTE 310815	50,530,000	13,802.10	6,974,205,586	13,766.99	6,956,465,077	1.250000	2031/8/15	0.75
アメリカ	国債証券	1.625 T-NOTE 310515	47,730,000	14,176.68	6,766,530,311	14,136.21	6,747,213,945	1.625000	2031/5/15	0.73
アメリカ	国債証券	0.625 T-NOTE 300815	47,850,000	13,820.85	6,613,279,790	13,794.70	6,600,767,014	0.625000	2030/8/15	0.71
アメリカ	国債証券	4.125 T-NOTE 321115	40,140,000	15,849.57	6,362,020,147	15,814.47	6,347,930,892	4.125000	2032/11/15	0.68
アメリカ	国債証券	2.375 T-NOTE 290515	41,320,000	15,218.31	6,288,206,090	15,190.92	6,276,890,418	2.375000	2029/5/15	0.68
アメリカ	国債証券	1.625 T-NOTE 290815	39,250,000	14,797.85	5,808,157,182	14,775.63	5,799,438,622	1.625000	2029/8/15	0.62
アメリカ	国債証券	5.375 T-BOND 310215	34,310,000	16,848.02	5,780,556,034	16,785.13	5,758,980,432	5.375000	2031/2/15	0.62
アメリカ	国債証券	4.375 T-NOTE 270715	35,180,000	16,030.16	5,639,413,313	16,017.76	5,635,048,364	4.375000	2027/7/15	0.61
アメリカ	国債証券	0.625 T-NOTE 300515	40,030,000	13,944.13	5,581,837,051	13,921.09	5,572,615,423	0.625000	2030/5/15	0.60

アメリカ	国債証券	3.5 T-NOTE 330215	36,180,000	15,265.32	5,522,995,771	15,215.20	5,504,862,057	3.500000	2033/2/15	0.59
アメリカ	国債証券	2.875 T-NOTE 320515	35,130,000	14,847.24	5,215,835,698	14,802.10	5,199,978,114	2.875000	2032/5/15	0.56
アメリカ	国債証券	1.375 T-NOTE 311115	37,140,000	13,790.97	5,121,966,545	13,754.85	5,108,554,597	1.375000	2031/11/15	0.55
アメリカ	国債証券	1.125 T-NOTE 310215	36,240,000	13,934.79	5,049,969,790	13,898.37	5,036,770,094	1.125000	2031/2/15	0.54
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 320815	33,140,000	14,679.93	4,864,929,083	14,637.10	4,850,737,399	2.750000	2032/8/15	0.52
アメリカ	国債証券	1.875 T-NOTE 320215	34,150,000	14,092.94	4,812,739,034	14,051.84	4,798,705,840	1.875000	2032/2/15	0.52
アメリカ	国債証券	4.625 T-NOTE 270615	25,900,000	16,069.94	4,162,116,528	16,056.64	4,158,671,951	4.625000	2027/6/15	0.45
アメリカ	国債証券	4.5 T-NOTE 270515	25,390,000	16,043.99	4,073,571,295	16,025.29	4,068,823,053	4.500000	2027/5/15	0.44
アメリカ	国債証券	3.5 T-NOTE 290115	24,130,000	15,749.72	3,800,408,491	15,714.85	3,791,995,189	3.500000	2029/1/15	0.41
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 280215	24,190,000	15,617.10	3,777,778,172	15,607.14	3,775,368,394	2.750000	2028/2/15	0.41
アメリカ	国債証券	4.125 T-NOTE 360215	24,290,000	15,557.63	3,778,949,776	15,538.03	3,774,188,585	4.125000	2036/2/15	0.41
アメリカ	国債証券	3.375 T-NOTE 270915	23,800,000	15,831.59	3,767,920,454	15,824.43	3,766,216,348	3.375000	2027/9/15	0.41
アメリカ	国債証券	4.25 T-NOTE 341115	23,500,000	15,838.75	3,722,108,288	15,785.21	3,709,525,176	4.250000	2034/11/15	0.40
アメリカ	国債証券	2.625 T-NOTE 290215	24,090,000	15,383.00	3,705,765,396	15,351.56	3,698,190,963	2.625000	2029/2/15	0.40
アメリカ	国債証券	4.375 T-NOTE 340515	23,030,000	16,019.00	3,689,177,147	15,961.41	3,675,913,693	4.375000	2034/5/15	0.40
アメリカ	国債証券	3.125 T-NOTE 281115	23,180,000	15,619.90	3,620,694,839	15,593.75	3,614,633,269	3.125000	2028/11/15	0.39
アメリカ	国債証券	4.5 T-NOTE 331115	21,880,000	16,171.70	3,538,370,016	16,114.57	3,525,869,658	4.500000	2033/11/15	0.38
アメリカ	国債証券	4 T-NOTE 340215	22,550,000	15,637.34	3,526,220,620	15,583.17	3,514,005,794	4.000000	2034/2/15	0.38
アメリカ	国債証券	4.125 T-NOTE 271115	22,000,000	15,983.82	3,516,442,256	15,969.81	3,513,360,288	4.125000	2027/11/15	0.38
アメリカ	国債証券	3.5 T-NOTE 281015	22,310,000	15,767.15	3,517,652,873	15,739.45	3,511,471,563	3.500000	2028/10/15	0.38

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2026年 5月29日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	98.43
合計	98.43

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

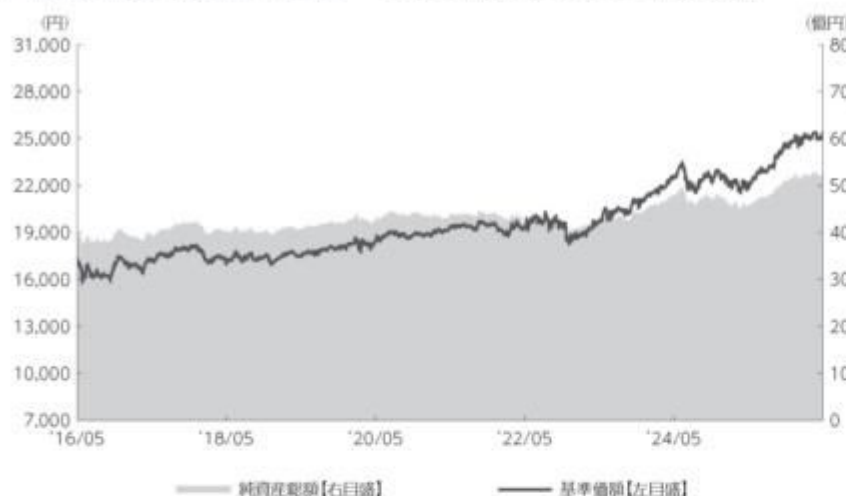
≪参考情報≫



運用実績

2026年5月29日現在

■基準価額・純資産の推移 2016年5月31日～2026年5月29日



・基準価額は運用報酬（信託報酬）控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	25,373円
純資産総額	52.7億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2026年 5月	0円
2025年 5月	0円
2024年 5月	0円
2023年 5月	0円
2022年 5月	0円
2021年 5月	0円
設定来累計	490円

・分配金は1万円当たり、税引前

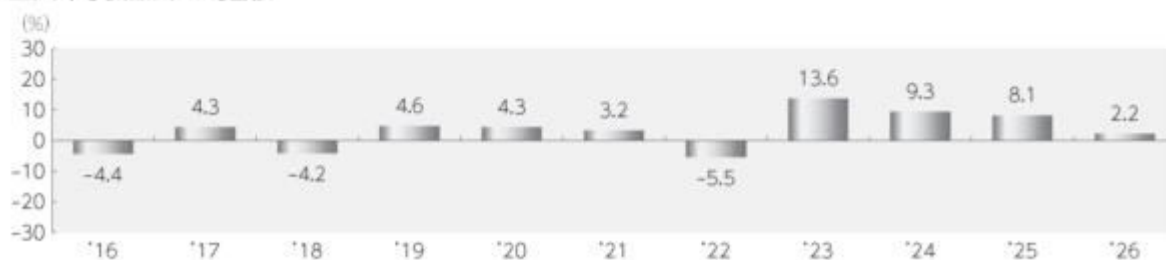
■主要な資産の状況

組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
1 アメリカドル	44.9%	1 0.875 T-NOTE 301115	国債	アメリカ	0.8%
2 ユーロ	29.1%	2 1.25 T-NOTE 310815	国債	アメリカ	0.7%
3 中国元	12.7%	3 1.625 T-NOTE 310515	国債	アメリカ	0.7%
4 イギリスポンド	5.7%	4 0.625 T-NOTE 300815	国債	アメリカ	0.7%
5 カナダドル	2.2%	5 4.125 T-NOTE 321115	国債	アメリカ	0.7%
6 オーストラリアドル	1.3%	6 2.375 T-NOTE 290515	国債	アメリカ	0.7%
7 メキシコペソ	0.9%	7 1.625 T-NOTE 290815	国債	アメリカ	0.6%
8 ポーランドズロチ	0.8%	8 5.375 T-BOND 310215	国債	アメリカ	0.6%
9 マレーシアリンギット	0.5%	9 4.375 T-NOTE 270715	国債	アメリカ	0.6%
10 韓国ウォン	0.5%	10 0.625 T-NOTE 300515	国債	アメリカ	0.6%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率（小数点第二位四捨五入）

・「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。（ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地）

■年間収益率の推移



・収益率は基準価額で計算

・2026年は年初から5月29日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

1円以上1円単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込価額の照会方法

申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

ありません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録さ

れます。

②解約単位

1口単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限（2001年12月18日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（4）【計算期間】

毎年５月１３日から翌年５月１２日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の口数が３０億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

④異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（１ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

収益分配金は、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2025年 5月13日から2026年 5月12日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞外国債券インデックスファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第24期 [2025年 5月12日現在]	第25期 [2026年 5月12日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,101,305	10,712,416
親投資信託受益証券	4,595,249,791	5,216,540,802
未収入金	4,169,667	16,288,830
未収利息	102	209
流動資産合計	4,607,520,865	5,243,542,257
資産合計	4,607,520,865	5,243,542,257
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6,043,932	19,954,839
未払受託者報酬	1,009,450	1,129,179
未払委託者報酬	4,542,460	5,081,251
その他未払費用	90,793	101,571
流動負債合計	11,686,635	26,266,840
負債合計	11,686,635	26,266,840
純資産の部		
元本等		
元本	2,072,447,920	2,081,591,636
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,523,386,310	3,135,683,781
（分配準備積立金）	940,193,052	1,238,211,942
元本等合計	4,595,834,230	5,217,275,417
純資産合計	4,595,834,230	5,217,275,417
負債純資産合計	4,607,520,865	5,243,542,257

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第24期 自 2024年 5月14日 至 2025年 5月12日	第25期 自 2025年 5月13日 至 2026年 5月12日
営業収益		
受取利息	17,635	41,111
有価証券売買等損益	△23,895,626	610,049,962
その他収益	335	-
営業収益合計	△23,877,656	610,091,073
営業費用		
受託者報酬	2,060,430	2,181,370
委託者報酬	9,271,835	9,816,044
その他費用	185,324	196,200
営業費用合計	11,517,589	12,193,614
営業利益又は営業損失（△）	△35,395,245	597,897,459
経常利益又は経常損失（△）	△35,395,245	597,897,459
当期純利益又は当期純損失（△）	△35,395,245	597,897,459
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,380,087	47,270,306
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,623,138,643	2,523,386,310
剰余金増加額又は欠損金減少額	354,331,873	403,465,728
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	354,331,873	403,465,728
剰余金減少額又は欠損金増加額	416,308,874	341,795,410
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	416,308,874	341,795,410
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,523,386,310	3,135,683,781

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第24期 [2025年 5月12日現在]	第25期 [2026年 5月12日現在]
1. 期首元本額	2,123,807,738円	2,072,447,920円
期中追加設定元本額	285,407,100円	288,041,609円
期中一部解約元本額	336,766,918円	278,897,893円
2. 受益権の総数	2,072,447,920口	2,081,591,636口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第24期 自 2024年 5月14日 至 2025年 5月12日			第25期 自 2025年 5月13日 至 2026年 5月12日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	115,777,229円	費用控除後の配当等収益額	A	141,877,832円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	274,532,480円
収益調整金額	C	2,216,533,773円	収益調整金額	C	2,349,384,445円
分配準備積立金額	D	824,415,823円	分配準備積立金額	D	821,801,630円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,156,726,825円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,587,596,387円
当ファンドの期末残存口数	F	2,072,447,920口	当ファンドの期末残存口数	F	2,081,591,636口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	15,231円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	17,234円
1万口当たり分配金額	H	－円	1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	－円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	－円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第24期 自 2024年 5月14日 至 2025年 5月12日	第25期 自 2025年 5月13日 至 2026年 5月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第24期 [2025年 5月12日現在]	第25期 [2026年 5月12日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	(1) 有価証券 同左

区分	第24期 [2025年 5月12日現在]	第25期 [2026年 5月12日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第24期 [2025年 5月12日現在]	第25期 [2026年 5月12日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△22,256,343	588,496,744
合計	△22,256,343	588,496,744

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第24期 [2025年 5月12日現在]	第25期 [2026年 5月12日現在]
1口当たり純資産額	2.2176円	2.5064円
(1万口当たり純資産額)	(22,176円)	(25,064円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファンド	1,715,233,881	5,216,540,802	
合計		1,715,233,881	5,216,540,802	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

外国債券インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[2026年 5月12日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	6,501,827,696
コール・ローン	1,049,308,169
国債証券	881,296,334,608
派生商品評価勘定	157,583
未収入金	13,677,300,367
未収利息	8,845,818,560
前払費用	853,642,597
流動資産合計	912,224,389,580
資産合計	
912,224,389,580	
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	729,700
未払金	4,045,477,177
未払解約金	1,077,873,980
流動負債合計	5,124,080,857
負債合計	
5,124,080,857	
純資産の部	
元本等	
元本	298,257,121,741
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	608,843,186,982
元本等合計	907,100,308,723
純資産合計	
907,100,308,723	
負債純資産合計	
912,224,389,580	

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[2026年 5月12日現在]
1. 期首	2025年 5月13日
期首元本額	263,659,499,087円
期中追加設定元本額	59,610,803,802円
期中一部解約元本額	25,013,181,148円
元本の内訳※	
三菱ＵＦＪ ライフセレクトファンド（安定型）	261,101,432円
三菱ＵＦＪ ライフセレクトファンド（安定成長型）	754,087,334円
三菱ＵＦＪ ライフセレクトファンド（成長型）	585,506,162円
三菱ＵＦＪ 外国債券オープン	680,876,125円
三菱ＵＦＪ プライムバランス（安定型）（確定拠出年金）	1,819,279,959円
三菱ＵＦＪ プライムバランス（安定成長型）（確定拠出年金）	6,138,332,707円

	[2026年 5月12日現在]
三菱UFJ プライムバランス（成長型）（確定拠出年金）	5,800,306,367円
三菱UFJ 6資産バランスファンド（2ヵ月分配型）	460,848,547円
三菱UFJ 6資産バランスファンド（成長型）	94,744,685円
eMAXIS 先進国債券インデックス（除く日本）	7,417,735,722円
eMAXIS バランス（8資産均等型）	2,704,808,779円
eMAXIS バランス（波乗り型）	209,307,488円
三菱UFJ プライムバランス（8資産）（確定拠出年金）	1,292,410,026円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）	468,933,313円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）	355,200,953円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年金）	254,145,736円
eMAXIS Slim 先進国債券インデックス（除く日本）	75,106,626,883円
海外債券セレクション（ラップ向け）	3,099,586,415円
eMAXIS Slim バランス（8資産均等型）	20,516,878,286円
つみたて8資産均等バランス	10,355,982,157円
つみたて4資産均等バランス	4,419,719,456円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	8,113,191円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	7,025,508円
eMAXIS マイマネージャー 1990s	7,239,425円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）	326,555,060円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）	251,397,940円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）	155,948,502円
三菱UFJ DC年金バランス（株式15）	1,250,106,535円
三菱UFJ DC年金バランス（株式40）	1,894,896,418円
三菱UFJ DC年金バランス（株式65）	3,514,071,547円
三菱UFJ DC年金インデックス（先進国債券）	4,673,563,998円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）	145,143,707円
三菱UFJ DC年金バランス（株式25）	185,774,994円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）	84,171,819円
ラップ向けインデックスf 先進国債券	4,215,984,793円
三菱UFJ DC年金バランス（株式80）	144,016,926円
ラップ向けアクティブアロケーションファンド	10,524,190円
アクティブアロケーションファンド（ラップ向け）	64,875,316円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2070（確定拠出年金）	18,225,012円
eMAXIS/PayPay証券 全世界バランス	51,621,627円
三菱UFJ 資産配分最適化バランス（R1）	78,962,962円
三菱UFJ 資産配分最適化バランス（R2）	264,352,512円
三菱UFJ 資産配分最適化バランス（R3）	719,016,324円
三菱UFJ 資産配分最適化バランス（R4）	276,835,215円
三菱UFJ 資産配分最適化バランス（R5）	24,208,233円
三菱UFJ 外国債券オープン（確定拠出年金）	3,404,834,690円
三菱UFJ 外国債券オープン（毎月分配型）	13,548,364,627円
ワールド・インカムオープン	795,769,504円
三菱UFJ DC海外債券インデックスファンド	15,033,869,501円
三菱UFJ 世界国債インデックスファンド（毎月分配型）	332,160,771円
三菱UFJ 世界国債インデックスファンド（年1回決算型）	2,642,940,932円
eMAXIS バランス（4資産均等型）	1,420,234,216円
eMAXIS 最適化バランス（マイゴールキーパー）	654,092,483円
eMAXIS 最適化バランス（マイディフェンダー）	399,097,189円
eMAXIS 最適化バランス（マイミッドフィルダー）	769,340,614円
eMAXIS 最適化バランス（マイフォワード）	323,705,574円
eMAXIS 最適化バランス（マイストライカー）	155,865,692円
三菱UFJ 外国債券ファンドVA（適格機関投資家限定）	473,379,204円
三菱UFJ 外国債券ファンドVA2（適格機関投資家限定）	8,102,384円
MUAM 世界債券オープン（適格機関投資家限定）	2,946,659,459円
三菱UFJ バランスファンド45VA（適格機関投資家限定）	9,321,887円
三菱UFJ バランスファンド40VA（適格機関投資家限定）	1,059,802,736円

	[2026年 5月12日現在]
三菱UFJ バランスファンドVA 40型（適格機関投資家限定）	857,076,442円
MUAM 外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	51,268,333,594円
三菱UFJ バランスファンドVA 50型（適格機関投資家限定）	367,592,264円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型（適格機関投資家限定）	92,471円
三菱UFJ バランスファンド20VA（適格機関投資家限定）	901,591,466円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション（適格機関投資家転売制限付）	303,684,594円
世界8資産バランスファンドVL（適格機関投資家限定）	53,054,325円
MUKAM 外国債券インデックスファンド2（適格機関投資家限定）	11,714,956,714円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2（適格機関投資家限定）	166,687,145円
外国債券インデックスファンドV（適格機関投資家限定）	557,939,494円
海外債券インデックスファンドS	10,851,516,784円
グローバルバランスオープンV（適格機関投資家限定）	96,936,426円
MUAM グローバルバランス（退職給付信託向け）（適格機関投資家限定）	12,835,686,887円
パッシブバランスファンド（2%コース）（適格機関投資家転売制限付）	15,267,721円
パッシブバランスファンド（5%コース）（適格機関投資家転売制限付）	30,738,312円
インデックス・ライフ・バランスファンド（安定型）VA	1,448,391円
インデックス・ライフ・バランスファンド（安定成長型）VA	2,464,740円
インデックス・ライフ・バランスファンド（成長型）VA	520,237円
インデックス・ライフ・バランスファンド（積極型）VA	884,856円
三菱UFJ 外国債券インデックスファンドVA	3,656,042円
三菱UFJ バランスVA30D（適格機関投資家限定）	2,287,836円
三菱UFJ バランスVA60D（適格機関投資家限定）	3,995,222円
三菱UFJ バランスVA30G（適格機関投資家限定）	2,375,203円
三菱UFJ バランスVA60G（適格機関投資家限定）	7,253,335円
三菱UFJ <DC>外国債券インデックスファンド	1,715,233,881円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（安定型）	169,433,403円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（安定成長型）	522,998,841円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（成長型）	452,813,444円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（積極型）	204,009,922円
合計	298,257,121,741円
2. 受益権の総数	298,257,121,741口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2025年 5月13日 至 2026年 5月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

区分	自 2025年 5月13日 至 2026年 5月12日
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2026年 5月12日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[2026年 5月12日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△7,609,096,907
合計	△7,609,096,907

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[2026年 5月12日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	8,481,909,799	—	8,481,940,902	△31,103
	カナダドル	406,020,600	—	406,019,541	1,059
	オーストラリアドル	247,152,584	—	247,156,056	△3,472
	イギリスポンド	1,065,948,084	—	1,065,928,662	19,422
	シンガポールドル	68,181,355	—	68,180,640	715
	マレーシアリンギット	99,366,160	—	99,392,200	△26,040
	ニュージーランドドル	55,323,474	—	55,324,477	△1,003
	スウェーデンクローネ	33,396,048	—	33,394,676	1,372
	ノルウェークローネ	28,941,250	—	28,941,588	△338
	デンマーククローネ	28,493,780	—	28,492,515	1,265

	メキシコペソ	172,097,608	—	172,101,372	△3,764
	韓国ウォン	94,521,176	—	94,604,022	△82,846
	イスラエルシェケル	83,514,662	—	83,516,818	△2,156
	ポーランドズロチ	141,986,325	—	141,986,975	△650
	中国元	13,861,380	—	13,895,700	△34,320
	オフショア元	2,370,516,758	—	2,370,690,804	△174,046
	ユーロ	5,507,824,414	—	5,508,060,626	△236,212
	合計	18,899,055,457	—	18,899,627,574	△572,117

（注）時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	[2026年 5月12日現在]
1口当たり純資産額	3.0413円
(1万口当たり純資産額)	(30,413円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル	国債証券	0.375 T-NOTE 270930	7,300,000.00	6,955,673.81	
		0.5 T-NOTE 270430	5,280,000.00	5,116,172.63	
		0.5 T-NOTE 270531	5,490,000.00	5,303,414.99	
		0.5 T-NOTE 270630	5,900,000.00	5,683,474.60	
		0.5 T-NOTE 270831	6,650,000.00	6,366,595.68	
		0.5 T-NOTE 271031	8,590,000.00	8,174,089.63	
		0.625 T-NOTE 271130	8,780,000.00	8,347,344.95	
		0.625 T-NOTE 271231	8,630,000.00	8,181,644.57	
		0.625 T-NOTE 300515	40,030,000.00	35,019,995.30	
		0.625 T-NOTE 300815	47,850,000.00	41,491,183.83	
		0.75 T-NOTE 280131	9,950,000.00	9,426,264.63	
		0.875 T-NOTE 301115	43,410,000.00	37,772,635.00	
		1 T-NOTE 280731	9,150,000.00	8,580,984.37	

1.125 T-BOND 400515	6,220,000.00	3,907,301.92	
1.125 T-BOND 400815	9,080,000.00	5,643,964.83	
1.125 T-NOTE 280229	9,760,000.00	9,285,153.16	
1.125 T-NOTE 280831	9,630,000.00	9,034,143.75	
1.125 T-NOTE 310215	36,240,000.00	31,683,103.02	
1.25 T-BOND 500515	11,170,000.00	5,253,390.62	
1.25 T-NOTE 280331	8,250,000.00	7,848,295.86	
1.25 T-NOTE 280430	2,440,000.00	2,316,093.75	
1.25 T-NOTE 280630	10,280,000.00	9,715,403.07	
1.25 T-NOTE 280930	10,700,000.00	10,044,625.00	
1.25 T-NOTE 310815	47,830,000.00	41,422,461.68	
1.375 T-BOND 401115	9,440,000.00	6,058,009.36	
1.375 T-BOND 500815	12,980,000.00	6,289,976.12	
1.375 T-NOTE 281031	9,050,000.00	8,503,995.12	
1.375 T-NOTE 281231	5,200,000.00	4,866,062.50	
1.375 T-NOTE 311115	37,140,000.00	32,134,804.85	
1.5 T-NOTE 281130	9,700,000.00	9,124,441.38	
1.5 T-NOTE 300215	23,820,000.00	21,749,707.09	
1.625 T-BOND 501115	12,570,000.00	6,498,100.70	
1.625 T-NOTE 290815	32,250,000.00	29,946,518.58	
1.625 T-NOTE 310515	47,730,000.00	42,452,665.23	
1.75 T-BOND 410815	13,510,000.00	8,992,329.89	
1.75 T-NOTE 290131	10,040,000.00	9,468,778.91	
1.75 T-NOTE 291115	20,080,000.00	18,619,886.00	
1.875 T-BOND 410215	10,910,000.00	7,524,277.55	
1.875 T-BOND 510215	12,960,000.00	7,126,734.32	
1.875 T-BOND 511115	14,520,000.00	7,895,250.00	
1.875 T-NOTE 290228	7,800,000.00	7,370,085.91	
1.875 T-NOTE 320215	34,150,000.00	30,194,736.40	
2 T-BOND 411115	11,770,000.00	8,100,380.70	
2 T-BOND 500215	9,690,000.00	5,590,486.48	
2 T-BOND 510815	13,660,000.00	7,700,291.43	
2.25 T-BOND 410515	10,820,000.00	7,848,092.55	
2.25 T-BOND 460815	7,380,000.00	4,773,793.36	
2.25 T-BOND 490815	9,250,000.00	5,700,673.80	
2.25 T-BOND 520215	11,150,000.00	6,649,058.53	
2.25 T-NOTE 270815	16,190,000.00	15,865,567.61	
2.25 T-NOTE 271115	16,000,000.00	15,608,437.44	
2.375 T-BOND 420215	5,740,000.00	4,165,760.16	
2.375 T-BOND 491115	7,100,000.00	4,483,816.42	
2.375 T-BOND 510515	12,850,000.00	7,963,235.33	
2.375 T-NOTE 270515	20,870,000.00	20,571,690.68	

2.375 T-NOTE 290331	14,000,000.00	13,392,968.68
2.375 T-NOTE 290515	37,020,000.00	35,354,100.00
2.5 T-BOND 450215	8,150,000.00	5,676,029.27
2.5 T-BOND 460215	5,710,000.00	3,908,004.28
2.5 T-BOND 460515	1,030,000.00	702,109.96
2.625 T-NOTE 290215	24,090,000.00	23,249,673.10
2.625 T-NOTE 290731	6,790,000.00	6,512,034.37
2.75 T-BOND 420815	3,020,000.00	2,295,553.91
2.75 T-BOND 421115	4,360,000.00	3,297,079.69
2.75 T-BOND 470815	6,590,000.00	4,625,871.06
2.75 T-BOND 471115	8,600,000.00	6,017,480.44
2.75 T-NOTE 270430	7,600,000.00	7,524,116.05
2.75 T-NOTE 280215	24,190,000.00	23,701,475.45
2.75 T-NOTE 290531	7,160,000.00	6,908,700.75
2.75 T-NOTE 320815	31,840,000.00	29,328,246.83
2.875 T-BOND 430515	6,330,000.00	4,835,279.31
2.875 T-BOND 450815	7,890,000.00	5,817,025.73
2.875 T-BOND 461115	3,540,000.00	2,568,574.22
2.875 T-BOND 490515	8,370,000.00	5,899,215.25
2.875 T-BOND 520515	10,210,000.00	7,007,011.30
2.875 T-NOTE 280515	11,990,000.00	11,742,706.25
2.875 T-NOTE 280815	17,110,000.00	16,713,662.93
2.875 T-NOTE 290430	8,000,000.00	7,755,624.96
2.875 T-NOTE 320515	35,130,000.00	32,723,732.34
3 T-BOND 420515	2,970,000.00	2,353,202.93
3 T-BOND 441115	5,050,000.00	3,841,353.50
3 T-BOND 450515	4,410,000.00	3,332,306.25
3 T-BOND 451115	4,780,000.00	3,587,987.50
3 T-BOND 470215	3,890,000.00	2,875,864.86
3 T-BOND 470515	4,490,000.00	3,309,971.87
3 T-BOND 480215	7,670,000.00	5,607,189.47
3 T-BOND 480815	9,660,000.00	7,026,895.35
3 T-BOND 490215	9,050,000.00	6,549,584.00
3 T-BOND 520815	9,700,000.00	6,821,828.12
3.125 T-BOND 411115	2,490,000.00	2,025,264.85
3.125 T-BOND 420215	2,840,000.00	2,299,290.63
3.125 T-BOND 430215	3,920,000.00	3,119,615.60
3.125 T-BOND 440815	7,630,000.00	5,941,266.43
3.125 T-BOND 480515	7,240,000.00	5,401,294.55
3.125 T-NOTE 270831	7,300,000.00	7,229,851.52
3.125 T-NOTE 281115	23,180,000.00	22,715,947.29
3.125 T-NOTE 290831	5,900,000.00	5,741,437.50
3.25 T-BOND 420515	7,900,000.00	6,480,777.32

3.25 T-NOTE 270630	6,290,000.00	6,249,090.40	
3.25 T-NOTE 290630	10,170,000.00	9,952,099.81	
3.375 T-BOND 420815	6,970,000.00	5,795,446.12	
3.375 T-BOND 440515	4,970,000.00	4,034,242.18	
3.375 T-BOND 481115	8,520,000.00	6,617,976.54	
3.375 T-NOTE 270915	23,800,000.00	23,639,628.92	
3.375 T-NOTE 280915	3,600,000.00	3,552,750.00	
3.375 T-NOTE 330515	18,750,000.00	17,772,949.11	
3.5 T-BOND 390215	1,490,000.00	1,336,227.35	
3.5 T-NOTE 280131	4,030,000.00	4,000,404.68	
3.5 T-NOTE 280430	5,000,000.00	4,957,519.55	
3.5 T-NOTE 281015	22,310,000.00	22,069,470.31	
3.5 T-NOTE 281115	2,000,000.00	1,977,578.12	
3.5 T-NOTE 281215	21,300,000.00	21,057,046.87	
3.5 T-NOTE 290115	24,130,000.00	23,843,456.25	
3.5 T-NOTE 290930	25,100,000.00	24,704,871.03	
3.5 T-NOTE 300131	5,800,000.00	5,695,781.25	
3.5 T-NOTE 300430	5,600,000.00	5,491,171.89	
3.5 T-NOTE 330215	36,180,000.00	34,650,829.86	
3.625 T-BOND 430815	3,700,000.00	3,139,652.35	
3.625 T-BOND 440215	4,570,000.00	3,855,937.50	
3.625 T-BOND 530215	10,190,000.00	8,090,501.71	
3.625 T-BOND 530515	10,820,000.00	8,581,189.86	
3.625 T-NOTE 280331	6,000,000.00	5,964,375.00	
3.625 T-NOTE 280531	6,600,000.00	6,557,332.05	
3.625 T-NOTE 280815	16,840,000.00	16,719,620.27	
3.625 T-NOTE 300331	13,700,000.00	13,503,062.50	
3.625 T-NOTE 310930	15,400,000.00	15,042,070.27	
3.75 T-BOND 410815	2,960,000.00	2,623,184.38	
3.75 T-BOND 431115	4,970,000.00	4,279,441.80	
3.75 T-NOTE 270815	18,600,000.00	18,568,031.25	
3.75 T-NOTE 280415	21,500,000.00	21,418,955.10	
3.75 T-NOTE 280515	21,500,000.00	21,415,175.83	
3.75 T-NOTE 281231	5,990,000.00	5,957,359.17	
3.75 T-NOTE 300531	5,600,000.00	5,540,609.36	
3.75 T-NOTE 300630	17,150,000.00	16,962,086.93	
3.75 T-NOTE 301231	10,860,000.00	10,716,614.11	
3.875 T-BOND 400815	2,650,000.00	2,412,121.09	
3.875 T-BOND 430215	7,240,000.00	6,393,400.80	
3.875 T-BOND 430515	6,920,000.00	6,094,600.80	
3.875 T-NOTE 271015	19,940,000.00	19,929,484.84	
3.875 T-NOTE 271130	6,900,000.00	6,895,013.64	

3.875 T-NOTE 271231	5,000,000.00	4,994,531.25
3.875 T-NOTE 280315	17,000,000.00	16,977,753.97
3.875 T-NOTE 280615	18,700,000.00	18,671,511.67
3.875 T-NOTE 280715	16,050,000.00	16,021,473.69
3.875 T-NOTE 290930	14,430,000.00	14,369,968.89
3.875 T-NOTE 291130	2,690,000.00	2,677,916.00
3.875 T-NOTE 291231	11,100,000.00	11,046,451.15
3.875 T-NOTE 300630	4,900,000.00	4,869,470.69
3.875 T-NOTE 330815	20,120,000.00	19,645,686.69
3.875 T-NOTE 340815	22,650,000.00	21,951,477.62
4 T-BOND 421115	6,840,000.00	6,154,797.66
4 T-BOND 521115	9,790,000.00	8,324,750.57
4 T-NOTE 271215	14,000,000.00	14,014,218.68
4 T-NOTE 280229	3,840,000.00	3,843,674.99
4 T-NOTE 280630	8,690,000.00	8,699,165.25
4 T-NOTE 290131	10,050,000.00	10,056,084.97
4 T-NOTE 291031	6,600,000.00	6,597,421.90
4 T-NOTE 300228	2,130,000.00	2,128,460.73
4 T-NOTE 300331	17,500,000.00	17,483,251.97
4 T-NOTE 300731	5,400,000.00	5,390,613.28
4 T-NOTE 310131	1,950,000.00	1,944,172.85
4 T-NOTE 320630	2,850,000.00	2,823,448.23
4 T-NOTE 340215	22,550,000.00	22,123,223.66
4 T-NOTE 351115	18,460,000.00	17,893,220.37
4.125 T-BOND 440815	7,250,000.00	6,532,363.24
4.125 T-BOND 530815	11,300,000.00	9,804,294.93
4.125 T-NOTE 270930	7,440,000.00	7,461,506.21
4.125 T-NOTE 271031	6,500,000.00	6,518,281.25
4.125 T-NOTE 271115	22,000,000.00	22,061,875.00
4.125 T-NOTE 280731	2,700,000.00	2,709,703.12
4.125 T-NOTE 290331	2,050,000.00	2,058,087.88
4.125 T-NOTE 300831	2,750,000.00	2,757,358.39
4.125 T-NOTE 310331	12,100,000.00	12,125,287.06
4.125 T-NOTE 320331	8,700,000.00	8,687,425.80
4.125 T-NOTE 321115	32,140,000.00	31,991,226.82
4.125 T-NOTE 360215	18,290,000.00	17,879,903.78
4.25 T-BOND 390515	1,910,000.00	1,841,284.76
4.25 T-BOND 401115	1,980,000.00	1,875,508.58
4.25 T-BOND 540215	12,940,000.00	11,466,305.84
4.25 T-BOND 540815	12,880,000.00	11,413,893.81
4.25 T-NOTE 280115	20,400,000.00	20,500,007.73
4.25 T-NOTE 280215	18,600,000.00	18,695,542.99
4.25 T-NOTE 290228	11,330,000.00	11,412,098.19

4.25 T-NOTE 290630	3,070,000.00	3,093,564.64	
4.25 T-NOTE 310228	6,030,000.00	6,076,167.18	
4.25 T-NOTE 310630	4,320,000.00	4,351,471.88	
4.25 T-NOTE 341115	23,500,000.00	23,352,207.09	
4.25 T-NOTE 350515	21,560,000.00	21,369,665.73	
4.25 T-NOTE 350815	18,570,000.00	18,384,300.00	
4.375 T-BOND 380215	1,280,000.00	1,269,375.00	
4.375 T-BOND 391115	2,270,000.00	2,200,126.56	
4.375 T-BOND 400515	2,330,000.00	2,248,358.99	
4.375 T-BOND 410515	5,160,000.00	4,935,056.24	
4.375 T-BOND 430815	7,570,000.00	7,096,875.00	
4.375 T-NOTE 270715	31,700,000.00	31,884,503.82	
4.375 T-NOTE 280831	7,000,000.00	7,062,207.04	
4.375 T-NOTE 281130	9,310,000.00	9,400,736.09	
4.375 T-NOTE 291231	15,500,000.00	15,687,392.52	
4.375 T-NOTE 340515	23,030,000.00	23,145,599.77	
4.5 T-BOND 360215	1,160,000.00	1,175,496.88	
4.5 T-BOND 380515	1,230,000.00	1,230,552.54	
4.5 T-BOND 390815	2,280,000.00	2,244,196.88	
4.5 T-BOND 440215	7,380,000.00	7,007,540.62	
4.5 T-BOND 541115	13,650,000.00	12,612,919.95	
4.5 T-NOTE 270515	25,390,000.00	25,557,257.64	
4.5 T-NOTE 290531	4,700,000.00	4,769,306.62	
4.5 T-NOTE 311231	4,250,000.00	4,328,193.37	
4.5 T-NOTE 331115	22,230,000.00	22,555,200.66	
4.625 T-BOND 400215	2,200,000.00	2,184,359.36	
4.625 T-BOND 440515	7,590,000.00	7,312,787.09	
4.625 T-BOND 441115	5,850,000.00	5,620,227.55	
4.625 T-BOND 540515	13,050,000.00	12,310,075.17	
4.625 T-BOND 550215	11,110,000.00	10,479,854.68	
4.625 T-BOND 551115	10,700,000.00	10,102,304.58	
4.625 T-NOTE 270615	22,100,000.00	22,285,173.91	
4.625 T-NOTE 280930	8,030,000.00	8,149,508.96	
4.625 T-NOTE 300930	5,680,000.00	5,810,129.70	
4.625 T-NOTE 310430	7,800,000.00	7,989,363.25	
4.625 T-NOTE 310531	1,700,000.00	1,741,205.07	
4.625 T-NOTE 350215	19,550,000.00	19,934,890.62	
4.75 T-BOND 410215	2,060,000.00	2,057,344.53	
4.75 T-BOND 431115	7,020,000.00	6,887,415.22	
4.75 T-BOND 450215	4,330,000.00	4,223,018.55	
4.75 T-BOND 531115	11,120,000.00	10,697,787.50	
4.75 T-BOND 550515	11,850,000.00	11,408,170.82	

		4.75 T-BOND 550815	11,790,000.00	11,355,243.75	
		4.875 T-BOND 450815	6,700,000.00	6,628,289.09	
		4.875 T-NOTE 281031	6,400,000.00	6,534,499.96	
		4.875 T-NOTE 301031	6,100,000.00	6,301,466.77	
		5 T-BOND 370515	920,000.00	967,132.02	
		5 T-BOND 450515	4,300,000.00	4,324,691.41	
		5.25 T-BOND 281115	5,990,000.00	6,173,911.68	
		5.375 T-BOND 310215	34,310,000.00	36,266,742.17	
		6.125 T-BOND 271115	1,160,000.00	1,197,700.00	
		6.25 T-BOND 300515	11,200,000.00	12,113,500.00	
アメリカドル合計			2,731,960,000.00	2,504,876,389.80 (394,317,641,282)	
カナダドル	国債証券	0.5 CAN GOVT 301201	4,500,000.00	3,996,163.30	
		1 CAN GOVT 270601	1,930,000.00	1,895,461.24	
		1.25 CAN GOVT 300601	7,510,000.00	6,975,815.12	
		1.5 CAN GOVT 310601	7,100,000.00	6,537,743.26	
		1.5 CAN GOVT 311201	5,930,000.00	5,404,599.50	
		1.75 CAN GOVT 531201	5,550,000.00	3,539,408.32	
		2 CAN GOVT 280601	3,670,000.00	3,603,128.26	
		2 CAN GOVT 320601	4,450,000.00	4,135,254.83	
		2 CAN GOVT 511201	7,090,000.00	4,922,250.65	
		2.25 CAN GOVT 280201	3,000,000.00	2,967,921.18	
		2.25 CAN GOVT 290601	810,000.00	792,208.39	
		2.25 CAN GOVT 291201	1,000,000.00	972,565.84	
		2.5 CAN GOVT 270801	6,100,000.00	6,079,990.47	
		2.5 CAN GOVT 271101	4,500,000.00	4,478,063.98	
		2.5 CAN GOVT 321201	4,290,000.00	4,081,503.51	
		2.75 CAN GOVT 270501	7,300,000.00	7,303,537.36	
		2.75 CAN GOVT 270901	4,000,000.00	3,997,397.96	
		2.75 CAN GOVT 300301	5,400,000.00	5,330,497.89	
		2.75 CAN GOVT 300901	7,350,000.00	7,230,886.41	
		2.75 CAN GOVT 310301	6,830,000.00	6,697,175.34	
		2.75 CAN GOVT 330601	3,600,000.00	3,462,455.91	
		2.75 CAN GOVT 481201	2,090,000.00	1,747,129.41	
		2.75 CAN GOVT 551201	5,240,000.00	4,184,012.51	
		2.75 CANADA GOVER 641201	1,750,000.00	1,348,348.87	
		3 CAN GOVT 320301	750,000.00	739,642.20	
		3 CAN GOVT 340601	6,310,000.00	6,119,439.00	
		3.25 CAN GOVT 280901	2,600,000.00	2,616,327.45	
		3.25 CAN GOVT 331201	3,970,000.00	3,931,345.57	
		3.25 CAN GOVT 341201	4,800,000.00	4,723,789.05	
		3.25 CAN GOVT 350601	7,550,000.00	7,404,362.01	

		3.25 CAN GOVT 351201	7,010,000.00	6,847,515.69	
		3.25 CAN GOVT 360601	3,280,000.00	3,190,061.17	
		3.5 CAN GOVT 280301	2,000,000.00	2,020,912.78	
		3.5 CAN GOVT 290901	5,300,000.00	5,371,215.78	
		3.5 CAN GOVT 340301	660,000.00	663,980.96	
		3.5 CAN GOVT 451201	1,650,000.00	1,584,587.77	
		3.5 CAN GOVT 571201	4,830,000.00	4,478,746.19	
		4 CAN GOVT 290301	6,190,000.00	6,353,928.77	
		4 CAN GOVT 410601	1,700,000.00	1,755,488.64	
		5 CAN GOVT 370601	1,880,000.00	2,116,711.01	
		5.75 CAN GOVT 290601	950,000.00	1,024,867.47	
		5.75 CAN GOVT 330601	1,430,000.00	1,642,912.92	
カナダドル合計			173,850,000.00	164,269,353.94 (18,895,903,783)	
オーストラリアドル	国債証券	1 AUST GOVT 301221	5,860,000.00	4,974,847.00	
		1 AUST GOVT 311121	6,510,000.00	5,339,827.50	
		1.25 AUST GOVT 320521	6,820,000.00	5,576,509.40	
		1.5 AUST GOVT 310621	4,740,000.00	4,057,392.60	
		1.75 AUST GOVT 321121	5,090,000.00	4,226,736.00	
		1.75 AUST GOVT 510621	4,590,000.00	2,275,584.30	
		2.25 AUST GOVT 280521	2,900,000.00	2,764,251.00	
		2.5 AUST GOVT 300521	5,740,000.00	5,288,491.60	
		2.75 AUST GOVT 271121	4,390,000.00	4,264,709.40	
		2.75 AUST GOVT 281121	3,540,000.00	3,378,646.80	
		2.75 AUST GOVT 291121	2,530,000.00	2,373,924.30	
		2.75 AUST GOVT 350621	5,270,000.00	4,421,213.80	
		2.75 AUST GOVT 410521	2,620,000.00	1,956,982.80	
		3 AUST GOVT 331121	4,100,000.00	3,621,858.00	
		3 AUST GOVT 470321	2,420,000.00	1,701,744.00	
		3.25 AUST GOVT 290421	5,500,000.00	5,287,370.00	
		3.25 AUST GOVT 390621	4,930,000.00	4,053,495.30	
		3.5 AUST GOVT 341221	5,350,000.00	4,815,267.50	
		3.75 AUST GOVT 340521	4,500,000.00	4,159,170.00	
		3.75 AUST GOVT 370421	4,330,000.00	3,864,395.10	
		4.25 AUST GOVT 340621	2,100,000.00	2,008,398.00	
		4.25 AUST GOVT 351221	4,130,000.00	3,900,578.50	
		4.25 AUST GOVT 360321	4,630,000.00	4,365,210.30	
		4.25 AUST GOVT 361021	4,340,000.00	4,072,612.60	
		4.5 AUST GOVT 330421	6,200,000.00	6,082,014.00	
		4.75 AUST GOVT 540621	1,620,000.00	1,460,754.00	
オーストラリアドル合計			114,750,000.00	100,291,983.80 (11,425,262,794)	

イギリス ポンド	国債証券	0.125 GILT 280131	4,300,000.00	4,009,281.30	
		0.25 GILT 310731	6,160,000.00	4,963,943.60	
		0.375 GILT 301022	4,600,000.00	3,858,599.60	
		0.5 GILT 290131	6,730,000.00	6,070,311.94	
		0.5 GILT 611022	4,000,000.00	927,024.00	
		0.625 GILT 350731	5,630,000.00	3,846,489.19	
		0.625 GILT 501022	3,880,000.00	1,316,646.96	
		0.875 GILT 291022	3,730,000.00	3,315,488.83	
		0.875 GILT 330731	6,290,000.00	4,811,472.60	
		0.875 GILT 460131	3,680,000.00	1,617,227.52	
		1 GILT 320131	6,750,000.00	5,536,363.50	
		1.125 GILT 390131	4,310,000.00	2,679,182.20	
		1.125 GILT 731022	2,300,000.00	650,591.80	
		1.25 GILT 270722	3,630,000.00	3,499,646.70	
		1.25 GILT 411022	4,650,000.00	2,645,631.45	
		1.25 GILT 510731	4,880,000.00	1,995,593.04	
		1.5 GILT 470722	3,710,000.00	1,823,635.66	
		1.5 GILT 530731	3,660,000.00	1,547,846.94	
		1.625 GILT 281022	3,470,000.00	3,253,246.45	
		1.625 GILT 541022	2,820,000.00	1,216,601.58	
		1.625 GILT 711022	3,450,000.00	1,263,821.25	
		1.75 GILT 370907	5,210,000.00	3,709,238.66	
		1.75 GILT 490122	2,380,000.00	1,201,778.62	
		1.75 GILT 570722	3,530,000.00	1,521,408.82	
		2.5 GILT 650722	3,130,000.00	1,602,215.70	
		3.25 GILT 330131	6,300,000.00	5,769,924.30	
		3.25 GILT 440122	4,440,000.00	3,291,354.24	
		3.5 GILT 450122	3,510,000.00	2,668,642.47	
		3.5 GILT 680722	3,260,000.00	2,167,352.32	
		3.75 GILT 380129	6,200,000.00	5,410,448.60	
		3.75 GILT 520722	2,410,000.00	1,784,308.57	
		3.75 GILT 531022	5,240,000.00	3,834,233.76	
		4 GILT 290522	5,080,000.00	5,011,557.16	
		4 GILT 311022	6,390,000.00	6,209,265.24	
		4 GILT 600122	2,940,000.00	2,218,950.30	
		4 GILT 631022	3,480,000.00	2,594,308.68	
		4.125 GILT 290722	4,990,000.00	4,936,976.26	
		4.125 GILT 310307	4,160,000.00	4,084,616.64	
		4.125 GILT 330307	2,370,000.00	2,287,175.61	
		4.25 GILT 271207	950,000.00	947,648.75	
		4.25 GILT 320607	4,530,000.00	4,447,721.61	
		4.25 GILT 340731	6,400,000.00	6,133,440.00	

		4.25 GILT 360307	4,660,000.00	4,382,203.42	
		4.25 GILT 390907	2,980,000.00	2,685,254.16	
		4.25 GILT 401207	3,420,000.00	3,033,454.50	
		4.25 GILT 461207	3,730,000.00	3,116,362.78	
		4.25 GILT 491207	2,970,000.00	2,435,560.38	
		4.25 GILT 551207	3,030,000.00	2,415,234.21	
		4.375 GILT 280307	10,600,000.00	10,585,478.00	
		4.375 GILT 300307	8,070,000.00	8,037,808.77	
		4.375 GILT 400131	6,700,000.00	6,073,101.10	
		4.375 GILT 540731	5,830,000.00	4,758,970.70	
		4.5 GILT 280607	6,460,000.00	6,464,244.22	
		4.5 GILT 340907	3,400,000.00	3,317,026.40	
		4.5 GILT 350307	7,550,000.00	7,315,851.85	
		4.5 GILT 421207	3,690,000.00	3,298,974.39	
		4.625 GILT 340131	5,420,000.00	5,351,371.96	
		4.75 GILT 301207	5,150,000.00	5,215,647.05	
		4.75 GILT 351022	6,100,000.00	5,987,900.30	
		4.75 GILT 381207	3,580,000.00	3,419,043.20	
		4.75 GILT 431022	5,900,000.00	5,378,091.90	
		5.25 GILT 410131	3,250,000.00	3,200,401.75	
		5.375 GILT 560131	750,000.00	718,077.00	
		6 GILT 281207	1,890,000.00	1,964,401.74	
イギリスポンド合計			284,660,000.00	231,835,672.20 (49,631,380,704)	
シンガ ポール ドル	国債証券	1.625 SINGAPORG0V 310701	1,050,000.00	1,040,654.73	
		1.875 SINGAPORG0V 500301	1,790,000.00	1,730,929.73	
		1.875 SINGAPORG0V 511001	1,290,000.00	1,242,269.82	
		2.25 SINGAPORG0VT 360801	2,030,000.00	2,064,905.85	
		2.375 SINGAPORG0V 390701	1,240,000.00	1,279,060.12	
		2.5 SINGAPORG0VT 300401	890,000.00	916,966.64	
		2.625 SINGAPORG0V 280501	800,000.00	816,612.00	
		2.625 SINGAPORG0V 320801	700,000.00	730,099.86	
		2.75 SINGAPORG0VT 350301	700,000.00	740,739.93	
		2.75 SINGAPORG0VT 420401	1,280,000.00	1,399,680.00	
		2.75 SINGAPORG0VT 460301	1,780,000.00	1,975,052.40	
		2.875 SINGAPORG0V 270901	2,600,000.00	2,645,760.26	
		2.875 SINGAPORG0V 280801	1,000,000.00	1,028,199.60	
		2.875 SINGAPORG0V 290701	1,760,000.00	1,824,767.12	
		2.875SINGAPORG0VT 300901	2,040,000.00	2,137,104.00	
		3 SINGAPORG0VT 720801	1,440,000.00	1,783,728.14	
		3.25 SINGAPORG0VT 540601	400,000.00	496,662.00	
		3.375 SINGAPORG0V 330901	2,330,000.00	2,551,815.76	

シンガポールドル合計			25,120,000.00	26,405,007.96 (3,273,428,836)	
マレーシア リン ギット	国債証券	2.632 MALAYSIAGOV 310415	6,280,000.00	6,072,750.20	
		3.336 MALAYSIAGOV 300515	950,000.00	950,819.75	
		3.476 MALAYSIAGOV 350702	780,000.00	774,753.35	
		3.502MALAYSIAGOV 270531	4,800,000.00	4,823,222.40	
		3.519 MALAYSIAGOV 280420	3,500,000.00	3,523,416.75	
		3.582 MALAYSIAGOV 320715	5,900,000.00	5,945,233.52	
		3.733 MALAYSIAGO 280615	4,350,000.00	4,397,926.99	
		3.757 MALAYSIAGOV 400522	6,580,000.00	6,504,261.89	
		3.828 MALAYSIAGOV 340705	6,510,000.00	6,627,131.82	
		3.844 MALAYSIAGOV 330415	4,050,000.00	4,129,205.44	
		3.885 MALAYSIAGOV 290815	5,000,000.00	5,101,881.50	
		3.899 MALAYSIAGOV 271116	5,640,000.00	5,711,383.22	
		3.917 MALAYSIAGOV 550715	1,640,000.00	1,600,043.10	
		4.054 MALAYSIAGOV 390418	2,640,000.00	2,699,537.28	
		4.065 MALAYSIAGOV 500615	5,250,000.00	5,279,426.77	
		4.18 MALAYSIAGOV 440516	2,100,000.00	2,158,807.14	
		4.232MALAYSIAGOV 310630	2,550,000.00	2,652,781.32	
		4.254 MALAYSIAGOV 350531	3,250,000.00	3,407,998.10	
		4.457 MALAYSIAGOV 530331	5,230,000.00	5,585,806.31	
		4.498 MALAYSIAGOV 300415	6,240,000.00	6,519,078.38	
		4.504 MALAYSIAGOV 290430	1,500,000.00	1,554,452.70	
		4.642 MALAYSIAGOV 331107	4,260,000.00	4,561,688.08	
		4.696 MALAYSIAGOV 421015	4,600,000.00	5,040,371.80	
		4.736 MALAYSIAGOV 460315	2,450,000.00	2,714,513.27	
		4.762 MALAYSIAGOV 370407	4,440,000.00	4,843,919.23	
		4.893 MALAYSIAGOV 380608	4,860,000.00	5,367,334.42	
		4.921 MALAYSIAGOV 480706	4,220,000.00	4,778,499.69	
		4.935 MALAYSIAGOV 430930	3,750,000.00	4,213,730.25	
マレーシアリングット合計			113,320,000.00	117,539,974.67 (4,711,307,788)	
ニュー ジーラン ドル	国債証券	0.25 NZ GOVT 280515	2,000,000.00	1,870,087.58	
		1.5 NZ GOVT 310515	3,390,000.00	2,984,203.91	
		1.75 NZ GOVT 410515	1,150,000.00	755,394.87	
		2 NZ GOVT 320515	3,600,000.00	3,162,372.08	
		2.75 NZ GOVT 370415	2,950,000.00	2,447,716.24	
		2.75 NZ GOVT 510515	1,180,000.00	773,979.59	
		3 NZ GOVT 290420	3,700,000.00	3,616,422.95	
		3.5 NZ GOVT 330414	2,850,000.00	2,697,360.55	
		4.25 NZ GOVT 340515	1,820,000.00	1,789,240.19	
		4.25 NZ GOVT 360515	1,350,000.00	1,305,354.20	

		4.5 NZ GOVT 300515	2,500,000.00	2,545,851.50	
		4.5 NZ GOVT 350515	2,700,000.00	2,683,230.30	
		5 NZ GOVT 540515	670,000.00	646,631.34	
ニュージーランドドル合計			29,860,000.00	27,277,845.30 (2,558,116,332)	
スウェーデン クロネ	国債証券	0.125 SWD GOVT 310512	9,450,000.00	8,436,123.29	
		0.75 SWD GOVT 280512	12,000,000.00	11,648,057.64	
		0.75 SWD GOVT 291112	20,200,000.00	19,123,567.25	
		1.75 SWD GOVT 331111	11,500,000.00	10,845,274.41	
		2.25 SWD GOVT 320601	9,750,000.00	9,610,406.81	
		2.25 SWD GOVT 350511	19,140,000.00	18,469,530.96	
		2.5 SWD GOVT 361015	6,000,000.00	5,844,600.00	
		3.5 SWD GOVT 390330	11,070,000.00	11,819,047.12	
スウェーデンクロネ合計			99,110,000.00	95,796,607.48 (1,632,374,191)	
ノルウェー クロネ	国債証券	1.25 NORWE GOVT 310917	10,700,000.00	9,098,335.19	
		1.375 NORWE GOVT 300819	15,770,000.00	13,892,132.05	
		1.75 NORWE GOVT 290906	10,600,000.00	9,699,867.08	
		2 NORWE GOVT 280426	6,900,000.00	6,576,898.25	
		2.125 NORWE GOVT 320518	10,500,000.00	9,243,957.24	
		3 NORWE GOVT 330815	8,700,000.00	7,967,894.21	
		3.5 NORWE GOVT 421006	4,000,000.00	3,578,932.00	
		3.625 NORWE GOVT 340413	8,100,000.00	7,706,254.95	
		3.625 NORWE GOVT 390531	6,550,000.00	6,036,373.56	
		3.75 NORWE GOVT 350612	12,000,000.00	11,436,475.44	
ノルウェークロネ合計			93,820,000.00	85,237,119.97 (1,460,111,865)	
デンマーク クロネ	国債証券	0 DMK GOVT 311115	14,550,000.00	12,657,291.47	
		0.25 DMK GOVT 521115	13,530,000.00	6,490,205.70	
		0.5 DMK GOVT 271115	5,500,000.00	5,357,086.62	
		0.5 DMK GOVT 291115	10,550,000.00	9,863,733.36	
		2.25 DMK GOVT 331115	9,800,000.00	9,486,424.50	
		2.25 DMK GOVT 351115	3,000,000.00	2,847,561.00	
		4.5 DMK GOVT 391115	18,500,000.00	21,476,485.35	
デンマーククロネ合計			75,430,000.00	68,178,788.00 (1,689,470,366)	
メキシコ ペソ	国債証券	10 MEXICAN BONOS 361120	18,350,000.00	19,490,727.01	
		7.5 MEXICAN BONOS 270603	63,950,000.00	64,229,132.79	
		7.5 MEXICAN BONOS 330526	60,200,000.00	55,822,359.54	
		7.75 MEXICAN BONO 310529	79,810,000.00	77,016,324.37	
		7.75 MEXICAN BONO 341123	78,400,000.00	72,618,594.27	
		7.75 MEXICAN BONO 421113	88,590,000.00	75,202,020.51	

		8 MEXICAN BONOS 320415	31,000,000.00	29,823,922.31	
		8 MEXICAN BONOS 350524	5,000,000.00	4,647,192.95	
		8 MEXICAN BONOS 360221	45,000,000.00	41,818,500.00	
		8 MEXICAN BONOS 471107	47,100,000.00	40,241,177.42	
		8 MEXICAN BONOS 530731	77,270,000.00	65,378,213.45	
		8 MEXICAN BONOS 550429	11,900,000.00	10,039,191.52	
		8.5 MEXICAN BONOS 280302	38,000,000.00	38,615,600.00	
		8.5 MEXICAN BONOS 290301	84,420,000.00	85,391,582.18	
		8.5 MEXICAN BONOS 290531	68,650,000.00	69,305,654.86	
		8.5 MEXICAN BONOS 300228	60,000,000.00	60,152,874.00	
		8.5 MEXICAN BONOS 381118	58,020,000.00	54,293,342.32	
メキシコペソ合計			915,660,000.00	864,086,409.50 (7,904,662,474)	
韓国ウォン	国債証券	1.125 KOREA TREAS 390910	200,000,000.00	142,580,988.00	
		1.375 KOREA TREAS 291210	1,500,000,000.00	1,384,261,980.00	
		1.375 KOREA TREAS 300610	1,000,000,000.00	911,170,990.00	
		1.5 KOREA TREASUR 301210	1,600,000,000.00	1,447,447,088.00	
		1.5 KOREA TREASUR 360910	650,000,000.00	514,474,499.00	
		1.5 KOREA TREASUR 400910	200,000,000.00	146,607,380.00	
		1.5 KOREA TREASUR 500310	1,700,000,000.00	1,071,013,804.00	
		1.875 KOREA TREAS 290610	500,000,000.00	474,391,370.00	
		1.875 KOREA TREAS 410910	300,000,000.00	228,336,186.00	
		1.875 KOREA TREAS 510310	1,500,000,000.00	1,015,936,290.00	
		2 KOREA TREASURY 310610	800,000,000.00	733,953,744.00	
		2 KOREA TREASURY 460310	900,000,000.00	661,412,790.00	
		2 KOREA TREASURY 490310	1,000,000,000.00	714,939,400.00	
		2.125 KOREA TREAS 470310	1,000,000,000.00	745,917,020.00	
		2.25 KOREA TREASU 270910	550,000,000.00	542,688,322.00	
		2.25 KOREA TREASU 280610	2,500,000,000.00	2,437,989,625.00	
		2.25 KOREA TREASU 370910	700,000,000.00	591,708,712.00	
		2.375 KOREA TREAS 311210	500,000,000.00	464,001,195.00	
		2.375 KOREA TREAS 380910	500,000,000.00	424,448,085.00	
		2.5 KOREA TREASUR 520310	1,200,000,000.00	927,819,144.00	
		2.625 KOREA TREAS 300310	900,000,000.00	864,815,715.00	
		2.625 KOREA TREAS 350610	1,200,000,000.00	1,080,148,308.00	
		2.625 KOREA TREAS 480310	1,600,000,000.00	1,300,170,096.00	
		2.625 KOREA TREAS 550310	1,950,000,000.00	1,529,100,358.00	
		2.625 KOREA TREAS 550910	1,600,000,000.00	1,258,011,424.00	
		2.75 KOREA TREASU 281210	1,380,000,000.00	1,351,367,277.00	
		2.75 KOREA TREASU 441210	800,000,000.00	673,812,200.00	
		2.75 KOREA TREASU 450910	200,000,000.00	167,943,140.00	
		2.75 KOREA TREASU 540910	800,000,000.00	646,094,464.00	

		2.875 KOREA TREAS 271210	1,400,000,000.00	1,389,698,464.00	
		2.875 KOREA TREAS 440910	600,000,000.00	513,907,566.00	
		3 KOREA TREASURY 290910	900,000,000.00	881,090,082.00	
		3.125 KOREA TREAS 270910	900,000,000.00	898,186,617.00	
		3.125 KOREA TREAS 520910	700,000,000.00	611,365,055.00	
		3.25 KOREA TREASU 280310	1,180,000,000.00	1,174,883,838.00	
		3.25 KOREA TREASU 290310	500,000,000.00	495,024,645.00	
		3.25 KOREA TREASU 330610	500,000,000.00	480,463,775.00	
		3.25 KOREA TREASU 351210	800,000,000.00	755,371,528.00	
		3.25 KOREA TREASU 420910	750,000,000.00	684,586,642.00	
		3.25 KOREA TREASU 530310	1,300,000,000.00	1,161,098,380.00	
		3.25 KOREA TREASU 540310	1,300,000,000.00	1,161,865,718.00	
		3.375 KOREA TREAS 320610	600,000,000.00	584,936,844.00	
		3.5 KOREA TREASUR 340610	1,300,000,000.00	1,261,723,983.00	
		3.5 KOREA TREASUR 560310	600,000,000.00	563,935,458.00	
		3.625 KOREA TREAS 530910	1,000,000,000.00	955,247,500.00	
		3.75 KOREA TREASU 331210	1,000,000,000.00	989,573,840.00	
		3.875 KOREA TREAS 430910	350,000,000.00	344,882,433.00	
		4 KOREA TREASURY 311210	1,400,000,000.00	1,412,543,300.00	
		4.125 KOREA TREAS 331210	600,000,000.00	608,379,660.00	
5.5 KOREA TREASUR 280310	400,000,000.00	414,067,800.00			
韓国ウォン合計			47,310,000,000.00	41,795,394,722.00 (4,439,256,055)	
イスラエル シェケル	国債証券	1 ISRAEL FIXED BO 300331	9,620,000.00	8,720,529.90	
		1.3 ISRAEL FIXED 320430	7,600,000.00	6,637,080.00	
		1.5 ISRAEL FIXED 370531	7,400,000.00	5,927,284.48	
		2.25 ISRAEL FIXED 280928	5,580,000.00	5,479,585.72	
		2.8 ISRAEL FIXED 521129	6,500,000.00	5,010,239.77	
		3.75 ISRAEL FIXED 270930	6,500,000.00	6,659,298.75	
		3.75 ISRAEL FIXED 290228	6,100,000.00	6,158,829.01	
		3.75 ISRAEL FIXED 310731	2,180,000.00	2,214,661.78	
		3.75 ISRAEL FIXED 470331	4,680,000.00	4,422,690.13	
		4 ISRAEL FIXED BO 350330	7,700,000.00	7,832,879.67	
		4.15 ISRAEL FIXED 351031	2,190,000.00	2,285,984.85	
		4.6 ISRAEL FIXED 290831	3,000,000.00	3,181,104.90	
		5.5 ISRAEL FIXED 420131	5,860,000.00	6,944,512.54	
イスラエルシェケル合計			74,910,000.00	71,474,681.50 (3,876,893,936)	
ポーランド ズロチ	国債証券	0 POLAND 280125	5,000,000.00	4,649,137.90	
		1.25 POLAND 301025	12,690,000.00	10,806,203.76	
		1.75 POLAND 320425	12,400,000.00	10,186,769.63	
		2.5 POLAND 270725	10,110,000.00	9,925,803.58	

		2.75 POLAND 280425	5,760,000.00	5,581,802.30	
		2.75 POLAND 291025	7,900,000.00	7,389,804.01	
		3.75 POLAND 270525	4,000,000.00	3,997,108.64	
		4.5 POLAND 300725	13,000,000.00	12,738,863.54	
		4.5 POLAND 310125	10,980,000.00	10,691,797.28	
		4.75 POLAND 290725	11,800,000.00	11,777,617.76	
		5 POLAND 300125	8,000,000.00	8,023,114.40	
		5 POLAND 341025	9,800,000.00	9,419,988.73	
		5 POLAND 351025	5,700,000.00	5,437,969.68	
		5.75 POLAND 290425	10,600,000.00	10,897,817.60	
		6 POLAND 331025	18,660,000.00	19,227,764.08	
		7.5 POLAND 280725	8,120,000.00	8,602,651.98	
ポーランドズロチ合計			154,520,000.00	149,354,214.87 (6,526,256,450)	
中国元	国債証券	1.32 CHINA GOVT 290225	40,000,000.00	40,024,828.00	
		1.36 CHINA GOVT 271215	32,000,000.00	32,047,020.80	
		1.4 CHINA GOVT 281125	9,000,000.00	9,024,651.00	
		1.42 CHINA GOVT 271115	35,000,000.00	35,089,400.50	
		1.42 CHINA GOVT 280815	10,000,000.00	10,030,003.00	
		1.43 CHINA GOVT 300125	51,000,000.00	51,048,205.20	
		1.45 CHINA GOVT 280225	60,000,000.00	60,230,862.00	
		1.46 CHINA GOVT 280525	84,000,000.00	84,377,084.40	
		1.49 CHINA GOVT 311225	56,000,000.00	55,836,714.64	
		1.54 CHINA GOVT 310125	82,000,000.00	82,239,710.60	
		1.55 CHINA GOVT 300725	50,000,000.00	50,217,470.00	
		1.61 CHINA GOVT 350215	87,000,000.00	86,109,952.59	
		1.62 CHINA GOVT 270815	126,000,000.00	126,593,258.40	
		1.63 CHINA GOVT 301025	31,000,000.00	31,204,441.90	
		1.65 CHINA GOVT 350515	83,000,000.00	82,368,017.25	
		1.66 CHINA GOVT 321225	61,000,000.00	61,138,506.60	
		1.66 CHINA GOVT 330325	4,000,000.00	4,006,525.60	
		1.67 CHINA GOVT 350525	115,000,000.00	114,396,333.95	
		1.74 CHINA GOVT 291015	10,000,000.00	10,129,222.00	
		1.78 CHINA GOVT 320915	37,000,000.00	37,435,201.40	
		1.78 CHINA GOVT 351115	53,000,000.00	53,027,994.60	
		1.79 CHINA GOVT 320325	104,000,000.00	105,390,480.00	
		1.83 CHINA GOVT 350825	53,000,000.00	53,256,944.00	
		1.85 CHINA GOVT 270515	66,000,000.00	66,447,156.60	
		1.87 CHINA GOVT 310915	34,000,000.00	34,644,595.80	
		1.91 CHINA GOVT 290715	44,000,000.00	44,800,945.20	
		1.92 CHINA GOVT 550115	29,000,000.00	26,592,569.64	
		2.04 CHINA GOVT 341125	66,000,000.00	67,689,705.60	

2.05 CHINA GOVT 290415	81,000,000.00	82,821,771.00	
2.11 CHINA GOVT 340825	71,000,000.00	73,266,291.60	
2.12 CHINA GOVT 310625	89,000,000.00	91,833,226.00	
2.27 CHINA GOVT 340525	71,000,000.00	74,118,064.40	
2.28 CHINA GOVT 310325	66,000,000.00	68,523,463.80	
2.35 CHINA GOVT 340225	79,000,000.00	82,945,749.80	
2.37 CHINA GOVT 290115	103,000,000.00	106,042,620.00	
2.38 CHINA GOVT 560115	13,000,000.00	13,286,830.70	
2.4 CHINA GOVT 280715	139,000,000.00	142,465,520.20	
2.44 CHINA GOVT 271015	70,000,000.00	71,131,361.00	
2.48 CHINA GOVT 280925	28,000,000.00	28,800,688.00	
2.5 CHINA GOVT 270725	92,000,000.00	93,299,932.40	
2.52 CHINA GOVT 330825	74,000,000.00	78,551,436.60	
2.54 CHINA GOVT 301225	83,000,000.00	87,063,314.80	
2.55 CHINA GOVT 281015	78,000,000.00	80,411,549.40	
2.6 CHINA GOVT 300915	107,000,000.00	112,379,296.60	
2.6 CHINA GOVT 320901	51,000,000.00	54,182,190.90	
2.62 CHINA GOVT 280415	71,000,000.00	72,937,753.30	
2.62 CHINA GOVT 290925	115,000,000.00	119,872,722.50	
2.62 CHINA GOVT 300625	55,000,000.00	57,674,639.00	
2.64 CHINA GOVT 280115	106,000,000.00	108,574,570.40	
2.67 CHINA GOVT 330525	51,000,000.00	54,607,918.50	
2.67 CHINA GOVT 331125	67,000,000.00	71,898,102.00	
2.68 CHINA GOVT 300521	61,000,000.00	64,032,371.00	
2.69 CHINA GOVT 320815	79,000,000.00	84,065,740.70	
2.75 CHINA GOVT 290615	59,000,000.00	61,647,023.20	
2.75 CHINA GOVT 320217	50,000,000.00	53,450,310.00	
2.76 CHINA GOVT 320515	33,000,000.00	35,350,174.20	
2.79 CHINA GOVT 291215	54,000,000.00	56,803,923.00	
2.8 CHINA GOVT 290324	62,000,000.00	64,704,353.20	
2.8 CHINA GOVT 300325	93,000,000.00	98,195,231.10	
2.8 CHINA GOVT 321115	38,000,000.00	40,951,148.40	
2.85 CHINA GOVT 270604	57,000,000.00	58,103,246.40	
2.88 CHINA GOVT 330225	39,000,000.00	42,348,703.80	
2.89 CHINA GOVT 311118	58,000,000.00	62,437,353.80	
2.91 CHINA GOVT 281014	76,000,000.00	79,158,734.80	
3 CHINA GOVT 531015	49,000,000.00	56,138,261.20	
3.01 CHINA GOVT 280513	83,000,000.00	86,149,103.00	
3.02 CHINA GOVT 310527	40,000,000.00	43,228,516.00	
3.12 CHINA GOVT 521025	27,000,000.00	31,270,884.30	
3.13 CHINA GOVT 291121	37,000,000.00	39,439,262.00	
3.19 CHINA GOVT 530415	30,000,000.00	35,235,663.00	

		3.25 CHINA GOVT 281122	25,000,000.00	26,350,925.00	
		3.27 CHINA GOVT 301119	35,000,000.00	38,100,779.50	
		3.28 CHINA GOVT 271203	37,000,000.00	38,319,753.00	
		3.29 CHINA GOVT 290523	6,000,000.00	6,388,918.80	
		3.32 CHINA GOVT 520415	30,000,000.00	35,905,830.00	
		3.39 CHINA GOVT 500316	48,000,000.00	57,449,553.60	
		3.52 CHINA GOVT 270504	7,000,000.00	7,186,368.00	
		3.53 CHINA GOVT 511018	25,000,000.00	30,848,047.50	
		3.54 CHINA GOVT 280816	13,000,000.00	13,739,872.90	
		3.59 CHINA GOVT 270803	7,000,000.00	7,239,250.20	
		3.69 CHINA GOVT 280517	3,000,000.00	3,164,574.00	
		3.72 CHINA GOVT 510412	26,000,000.00	32,874,613.20	
		3.81 CHINA GOVT 500914	53,000,000.00	67,810,473.70	
		3.86 CHINA GOVT 490722	38,000,000.00	48,525,183.00	
		4.08 CHINA GOVT 481022	31,000,000.00	40,905,563.30	
中国元合計			4,681,000,000.00	4,889,606,522.97 (113,242,309,150)	
ユーロ	国債証券	0 AUSTRIA GOVT 281020	1,790,000.00	1,679,227.64	
		0 AUSTRIA GOVT 300220	3,150,000.00	2,840,024.25	
		0 AUSTRIA GOVT 310220	2,720,000.00	2,376,637.40	
		0 AUSTRIA GOVT 401020	1,550,000.00	929,601.65	
		0 BEL GOVT 271022	1,800,000.00	1,732,951.76	
		0 BEL GOVT 311022	2,650,000.00	2,249,783.82	
		0 BUND 271115	4,000,000.00	3,849,679.60	
		0 BUND 290815	6,150,000.00	5,649,144.00	
		0 BUND 300215	4,820,000.00	4,364,595.55	
		0 BUND 300815	5,590,000.00	4,994,557.05	
		0 BUND 300815	1,260,000.00	1,126,081.39	
		0 BUND 310215	4,640,000.00	4,085,322.80	
		0 BUND 310815	6,850,000.00	5,939,703.50	
		0 BUND 310815	1,900,000.00	1,648,091.35	
		0 BUND 320215	6,770,000.00	5,780,606.80	
		0 BUND 350515	5,400,000.00	4,132,498.49	
		0 BUND 360515	5,170,000.00	3,813,547.10	
		0 BUND 500815	8,070,000.00	3,454,928.40	
		0 BUND 500815	590,000.00	253,593.21	
		0 BUND 520815	6,880,000.00	2,742,582.99	
		0 FINNISH GOVT 300915	1,520,000.00	1,343,831.31	
		0 IRISH GOVT 311018	1,900,000.00	1,631,923.77	
		0 NETH GOVT 290115	2,380,000.00	2,217,562.62	
		0 NETH GOVT 300715	4,000,000.00	3,569,224.00	
		0 NETH GOVT 310715	2,440,000.00	2,111,299.06	

0 NETH GOVT 380115	2,280,000.00	1,558,792.11	
0 NETH GOVT 520115	3,490,000.00	1,416,852.75	
0 O.A.T 291125	9,130,000.00	8,244,832.80	
0 O.A.T 301125	10,600,000.00	9,255,241.60	
0 O.A.T 311125	10,510,000.00	8,846,067.31	
0 O.A.T 320525	9,140,000.00	7,541,436.84	
0 SPAIN GOVT 280131	5,320,000.00	5,084,348.68	
0.1 BEL GOVT 300622	2,820,000.00	2,516,989.50	
0.1 SPAIN GOVT 310430	5,310,000.00	4,622,515.52	
0.125 FINNISH GOV 310915	1,070,000.00	921,782.53	
0.125 FINNISH GOV 360415	1,120,000.00	817,119.52	
0.125 FINNISH GOV 520415	750,000.00	293,641.87	
0.2 IRISH GOVT 270515	2,600,000.00	2,541,543.57	
0.2 IRISH GOVT 301018	1,380,000.00	1,233,110.04	
0.25 AUSTRIA GOVT 361020	1,490,000.00	1,090,607.36	
0.25 BUND 280815	6,140,000.00	5,826,651.24	
0.25 FINNISH GOVT 400915	940,000.00	586,417.35	
0.25 ITALY GOVT 280315	4,760,000.00	4,548,132.40	
0.25 NETH GOVT 290715	4,250,000.00	3,935,588.18	
0.3 PORTUGUESE 311017	2,200,000.00	1,917,218.05	
0.35 BEL GOVT 320622	3,300,000.00	2,795,414.64	
0.35 IRISH GOVT 321018	800,000.00	679,968.00	
0.4 BEL GOVT 400622	2,560,000.00	1,591,935.84	
0.4 IRISH GOVT 350515	1,520,000.00	1,195,287.33	
0.45 ITALY GOVT 290215	3,300,000.00	3,090,560.55	
0.475 PORTUGUESE 301018	1,800,000.00	1,628,815.60	
0.5 AUSTRIA GOVT 290220	3,350,000.00	3,154,812.25	
0.5 BUND 270815	5,600,000.00	5,458,040.00	
0.5 BUND 280215	5,680,000.00	5,476,844.63	
0.5 FINNISH GOVT 270915	700,000.00	680,402.41	
0.5 FINNISH GOVT 280915	1,480,000.00	1,406,412.92	
0.5 FINNISH GOVT 290915	1,350,000.00	1,252,514.23	
0.5 FINNISH GOVT 430415	1,080,000.00	643,176.18	
0.5 ITALY GOVT 280715	2,400,000.00	2,285,175.00	
0.5 NETH GOVT 320715	3,000,000.00	2,597,612.25	
0.5 NETH GOVT 400115	3,550,000.00	2,443,627.41	
0.5 O.A.T 290525	10,860,000.00	10,118,870.16	
0.5 O.A.T 400525	8,560,000.00	5,347,479.07	
0.5 O.A.T 440625	4,490,000.00	2,406,280.80	
0.5 O.A.T 720525	3,010,000.00	782,584.95	
0.5 SPAIN GOVT 300430	5,180,000.00	4,733,987.75	
0.5 SPAIN GOVT 311031	4,340,000.00	3,804,488.48	

0.55 IRISH GOVT 410422	850,000.00	559,758.15
0.6 ITALY GOVT 310801	3,800,000.00	3,331,980.60
0.6 SPAIN GOVT 291031	4,780,000.00	4,438,359.06
0.65 BEL GOVT 710622	1,390,000.00	418,610.18
0.7 AUSTRIA GOVT 710420	1,080,000.00	376,385.13
0.7 PORTUGUESE 271015	1,400,000.00	1,362,778.36
0.7 SPAIN GOVT 320430	6,350,000.00	5,551,938.35
0.75 AUSTRIA GOVT 280220	2,440,000.00	2,361,638.93
0.75 AUSTRIA GOVT 510320	2,070,000.00	1,059,980.65
0.75 FINNISH GOVT 310415	1,050,000.00	946,622.25
0.75 NETH GOVT 270715	4,070,000.00	3,985,046.89
0.75 NETH GOVT 280715	3,940,000.00	3,784,243.92
0.75 O.A.T 280225	13,500,000.00	13,026,953.25
0.75 O.A.T 280525	14,850,000.00	14,258,082.71
0.75 O.A.T 281125	15,490,000.00	14,709,861.64
0.75 O.A.T 520525	6,330,000.00	2,784,706.26
0.75 O.A.T 530525	5,940,000.00	2,532,320.00
0.8 BEL GOVT 270622	3,120,000.00	3,059,875.44
0.8 BEL GOVT 280622	1,840,000.00	1,769,294.85
0.8 SPAIN GOVT 270730	4,670,000.00	4,568,042.22
0.8 SPAIN GOVT 290730	6,130,000.00	5,759,867.22
0.85 AUSTRIA GOVT 200630	1,040,000.00	316,680.00
0.85 SPAIN GOVT 370730	4,320,000.00	3,236,515.91
0.9 AUSTRIA GOVT 320220	1,940,000.00	1,731,732.27
0.9 BEL GOVT 290622	4,990,000.00	4,711,307.94
0.9 IRISH GOVT 280515	1,640,000.00	1,585,379.80
0.9 ITALY GOVT 310401	4,230,000.00	3,803,334.70
0.9 PORTUGUESE 351012	1,450,000.00	1,169,828.10
0.95 ITALY GOVT 270915	6,500,000.00	6,352,120.12
0.95 ITALY GOVT 300801	3,240,000.00	2,972,985.93
0.95 ITALY GOVT 311201	3,130,000.00	2,770,499.15
0.95 ITALY GOVT 320601	4,200,000.00	3,665,432.40
0.95 ITALY GOVT 370301	5,520,000.00	4,120,826.28
1 BEL GOVT 310622	3,430,000.00	3,107,709.41
1 BUND 380515	5,060,000.00	3,949,188.32
1 O.A.T 270525	3,390,000.00	3,333,198.21
1 PORTUGUESE 520412	2,050,000.00	1,074,471.11
1 SPAIN GOVT 420730	1,930,000.00	1,267,170.45
1 SPAIN GOVT 501031	4,150,000.00	2,195,146.06
1.1 IRISH GOVT 290515	1,610,000.00	1,536,435.07
1.125 FINNISH GOV 340415	720,000.00	616,968.90
1.15 PORTUGUESE 420411	900,000.00	620,638.75
1.2 SPAIN GOVT 401031	5,550,000.00	3,960,879.37

1.25 BEL GOVT 330422	1,420,000.00	1,251,976.28	
1.25 BUND 480815	8,150,000.00	5,307,505.58	
1.25 O.A.T 340525	11,560,000.00	9,762,492.24	
1.25 O.A.T 360525	10,990,000.00	8,739,415.25	
1.25 O.A.T 380525	6,270,000.00	4,688,445.29	
1.25 SPAIN GOVT 301031	6,530,000.00	6,089,096.02	
1.3 IRISH GOVT 330515	860,000.00	770,704.26	
1.35 IRISH GOVT 310318	1,070,000.00	1,001,950.67	
1.35 ITALY GOVT 300401	4,810,000.00	4,521,874.98	
1.375 FINNISH GOV 470415	1,590,000.00	1,031,532.24	
1.4 BEL GOVT 530622	1,740,000.00	929,583.81	
1.4 SPAIN GOVT 280430	4,660,000.00	4,546,790.51	
1.4 SPAIN GOVT 280730	4,680,000.00	4,551,143.49	
1.45 BEL GOVT 370622	1,620,000.00	1,294,993.73	
1.45 ITALY GOVT 360301	2,940,000.00	2,390,991.75	
1.45 SPAIN GOVT 271031	4,330,000.00	4,255,688.75	
1.45 SPAIN GOVT 290430	5,250,000.00	5,061,859.05	
1.45 SPAIN GOVT 711031	3,000,000.00	1,380,792.98	
1.5 AUSTRIA GOVT 470220	1,810,000.00	1,227,062.35	
1.5 AUSTRIA GOVT 861102	640,000.00	299,753.15	
1.5 FINNISH GOVT 320915	1,250,000.00	1,138,487.50	
1.5 IRISH GOVT 500515	1,660,000.00	1,089,170.82	
1.5 ITALY GOVT 450430	1,890,000.00	1,210,405.61	
1.5 O.A.T 310525	12,570,000.00	11,650,096.09	
1.5 O.A.T 500525	6,760,000.00	3,903,240.89	
1.5 SPAIN GOVT 270430	4,290,000.00	4,246,360.31	
1.6 BEL GOVT 470622	2,000,000.00	1,274,757.83	
1.65 ITALY GOVT 301201	3,870,000.00	3,633,995.79	
1.65 ITALY GOVT 320301	4,950,000.00	4,533,218.16	
1.65 PORTUGUESE 320716	1,100,000.00	1,018,794.70	
1.7 BEL GOVT 500622	1,840,000.00	1,130,179.22	
1.7 BUND 320815	3,660,000.00	3,431,032.22	
1.7 IRISH GOVT 370515	2,290,000.00	1,952,736.67	
1.7 ITALY GOVT 510901	3,150,000.00	1,842,877.57	
1.75 O.A.T 390625	5,510,000.00	4,283,304.55	
1.75 O.A.T 660525	3,340,000.00	1,679,358.68	
1.8 BUND 530815	6,300,000.00	4,378,263.74	
1.8 BUND 530815	1,950,000.00	1,358,598.15	
1.8 ITALY GOVT 410301	2,950,000.00	2,190,599.20	
1.85 AUSTRIA GOVT 490523	1,380,000.00	976,574.58	
1.85 SPAIN GOVT 350730	3,940,000.00	3,471,013.92	
1.9 BEL GOVT 380622	2,510,000.00	2,059,053.29	

1.9 SPAIN GOVT 521031	3,430,000.00	2,219,577.01
1.95 PORTUGUESE 290615	3,600,000.00	3,523,809.13
1.95 SPAIN GOVT 300730	4,790,000.00	4,621,772.80
2 IRISH GOVT 450218	1,970,000.00	1,544,967.57
2 ITALY GOVT 280201	3,880,000.00	3,831,648.41
2 NETH GOVT 540115	3,350,000.00	2,429,836.23
2 O.A.T 321125	10,030,000.00	9,272,780.13
2 O.A.T 480525	6,520,000.00	4,386,395.20
2.05 ITALY GOVT 270801	3,850,000.00	3,821,794.90
2.1 AUSTRIA GOVT 170920	950,000.00	556,094.37
2.1 BUND 291115	5,490,000.00	5,384,726.50
2.1 ITALY GOVT 270826	2,000,000.00	1,984,080.50
2.1 OBL 290412	7,160,000.00	7,051,236.02
2.1 OBL 290412	1,900,000.00	1,871,813.50
2.125 PORTUGUESE 281017	3,650,000.00	3,605,798.50
2.15 BEL GOVT 660622	1,530,000.00	893,383.58
2.15 ITALY GOVT 520901	1,550,000.00	998,616.17
2.15 ITALY GOVT 720301	1,810,000.00	1,053,766.61
2.2 BUND 340215	6,500,000.00	6,175,130.00
2.2 ITALY GOVT 270601	3,380,000.00	3,365,195.60
2.2 OBL 301010	4,930,000.00	4,823,229.75
2.25 BEL GOVT 570622	2,880,000.00	1,841,404.79
2.25 ITALY GOVT 360901	3,340,000.00	2,910,683.84
2.25 PORTUGUESE 340418	2,000,000.00	1,871,661.26
2.3 BUND 330215	6,770,000.00	6,540,351.44
2.3 BUND 330215	220,000.00	212,557.84
2.35 ITALY GOVT 290115	2,150,000.00	2,120,385.90
2.35 SPAIN GOVT 290331	1,430,000.00	1,412,909.78
2.35 SPAIN GOVT 330730	3,490,000.00	3,307,188.56
2.4 AUSTRIA GOVT 340523	2,690,000.00	2,551,257.87
2.4 BUND 301115	4,780,000.00	4,714,854.57
2.4 IRISH GOVT 300515	2,090,000.00	2,061,159.04
2.4 ITALY GOVT 290315	1,700,000.00	1,676,585.90
2.4 O.A.T 280924	9,160,000.00	9,073,251.22
2.4 OBL 281019	10,010,000.00	9,954,449.50
2.4 OBL 300418	6,020,000.00	5,952,606.10
2.4 SPAIN GOVT 280531	3,700,000.00	3,676,893.82
2.45 ITALY GOVT 330901	3,920,000.00	3,671,332.84
2.45 ITALY GOVT 500901	3,050,000.00	2,154,489.50
2.5 AUSTRIA GOVT 291020	720,000.00	714,059.64
2.5 BUND 321115	3,760,000.00	3,683,242.33
2.5 BUND 350215	7,320,000.00	7,048,245.00
2.5 BUND 440704	6,310,000.00	5,500,277.11

2.5 BUND 460815	7,010,000.00	6,009,008.79	
2.5 BUND 540815	5,830,000.00	4,730,534.87	
2.5 FINNISH GOVT 300415	1,600,000.00	1,580,604.00	
2.5 ITALY GOVT 321201	4,500,000.00	4,275,904.50	
2.5 NETH GOVT 300115	2,300,000.00	2,280,950.82	
2.5 NETH GOVT 330115	2,750,000.00	2,679,630.93	
2.5 NETH GOVT 330715	1,910,000.00	1,852,547.20	
2.5 NETH GOVT 340715	3,050,000.00	2,934,639.85	
2.5 NETH GOVT 350715	1,970,000.00	1,877,616.85	
2.5 O.A.T 270924	7,300,000.00	7,277,242.25	
2.5 O.A.T 300525	12,320,000.00	12,100,576.48	
2.5 O.A.T 430525	5,320,000.00	4,244,934.40	
2.5 OBL 291011	4,500,000.00	4,474,289.25	
2.5 OBL 310416	5,600,000.00	5,535,073.60	
2.5 SPAIN GOVT 270531	890,000.00	888,782.70	
2.55 SPAIN GOVT 321031	5,110,000.00	4,950,249.80	
2.6 BEL GOVT 301022	750,000.00	738,967.50	
2.6 BUND 330815	5,810,000.00	5,699,727.64	
2.6 BUND 340815	6,680,000.00	6,507,609.24	
2.6 BUND 350815	5,200,000.00	5,027,672.00	
2.6 BUND 410515	4,230,000.00	3,847,743.36	
2.6 IRISH GOVT 341018	1,150,000.00	1,107,989.35	
2.625 FINNISH GOV 320415	1,100,000.00	1,077,388.48	
2.625 FINNISH GOV 420704	630,000.00	549,448.20	
2.65 ITALY GOVT 271201	2,800,000.00	2,796,276.00	
2.65 ITALY GOVT 280615	2,600,000.00	2,590,496.61	
2.7 BEL GOVT 291022	2,000,000.00	1,990,712.84	
2.7 ITALY GOVT 271015	1,100,000.00	1,099,004.86	
2.7 ITALY GOVT 301001	2,000,000.00	1,967,380.00	
2.7 ITALY GOVT 470301	3,290,000.00	2,553,232.56	
2.7 O.A.T 310225	10,080,000.00	9,913,052.81	
2.7 SPAIN GOVT 300131	1,200,000.00	1,194,460.89	
2.7 SPAIN GOVT 481031	3,800,000.00	3,061,941.20	
2.75 BEL GOVT 390422	1,750,000.00	1,562,111.42	
2.75 FINNISH GOVT 280704	1,110,000.00	1,112,377.06	
2.75 FINNISH GOVT 380415	2,130,000.00	1,977,566.79	
2.75 NETH GOVT 360715	410,000.00	395,431.88	
2.75 NETH GOVT 470115	4,250,000.00	3,769,801.00	
2.75 O.A.T 271025	16,820,000.00	16,817,813.40	
2.75 O.A.T 290225	16,600,000.00	16,550,947.00	
2.75 O.A.T 300225	11,990,000.00	11,899,778.24	
2.8 AUSTRIA GOVT 320920	880,000.00	869,927.52	

2.8 ITALY GOVT 281201	5,180,000.00	5,179,273.50
2.8 ITALY GOVT 290615	3,510,000.00	3,498,168.66
2.8 ITALY GOVT 670301	1,760,000.00	1,222,590.67
2.85 BEL GOVT 341022	3,450,000.00	3,315,431.71
2.85 ITALY GOVT 310201	2,350,000.00	2,319,624.48
2.875 FINNISH GOV 290415	330,000.00	331,246.74
2.875 PORTUGUESE 331014	340,000.00	334,110.86
2.875 PORTUGUESE 341020	1,100,000.00	1,071,649.42
2.9 AUSTRIA GOVT 290523	1,900,000.00	1,910,887.00
2.9 AUSTRIA GOVT 330220	3,360,000.00	3,333,230.88
2.9 AUSTRIA GOVT 340220	2,570,000.00	2,531,225.12
2.9 BUND 360215	4,150,000.00	4,100,158.50
2.9 BUND 560815	4,180,000.00	3,663,218.24
2.9 SPAIN GOVT 461031	3,750,000.00	3,181,836.55
2.95 AUSTRIA GOVT 350220	2,160,000.00	2,120,465.01
2.95 FINNISH GOVT 550415	770,000.00	640,026.11
2.95 ITALY GOVT 300701	3,170,000.00	3,156,346.01
2.95 ITALY GOVT 380901	2,730,000.00	2,467,169.25
3 BEL GOVT 330622	3,850,000.00	3,794,576.78
3 BEL GOVT 340622	2,050,000.00	2,000,465.37
3 FINNISH GOVT 330915	1,720,000.00	1,706,406.94
3 FINNISH GOVT 340915	1,300,000.00	1,278,699.50
3 FINNISH GOVT 350915	1,700,000.00	1,658,209.32
3 IRISH GOVT 431018	920,000.00	852,998.70
3 ITALY GOVT 290801	4,120,000.00	4,132,850.28
3 ITALY GOVT 291001	3,550,000.00	3,553,533.67
3 O.A.T 330525	8,330,000.00	8,140,302.98
3 O.A.T 341125	7,950,000.00	7,633,961.66
3 O.A.T 490625	2,280,000.00	1,841,096.57
3 O.A.T 540525	4,800,000.00	3,688,571.51
3 PORTUGUESE 350615	970,000.00	948,125.19
3 SPAIN GOVT 330131	2,400,000.00	2,379,655.40
3.1 BEL GOVT 350622	2,530,000.00	2,455,078.21
3.1 ITALY GOVT 400301	2,730,000.00	2,456,425.33
3.1 SPAIN GOVT 310730	4,350,000.00	4,377,291.46
3.15 AUSTRIA GOVT 440620	1,900,000.00	1,769,052.95
3.15 AUSTRIA GOVT 531020	2,300,000.00	2,035,486.77
3.15 IRISH GOVT 551018	500,000.00	445,246.25
3.15 ITALY GOVT 311115	4,280,000.00	4,261,168.00
3.15 ITALY GOVT 330315	3,300,000.00	3,244,880.10
3.15 SPAIN GOVT 330430	5,350,000.00	5,348,633.07
3.15 SPAIN GOVT 350430	4,800,000.00	4,717,851.07
3.2 AUSTRIA GOVT 360220	1,000,000.00	991,918.02

3.2 AUSTRIA GOVT 390715	1,250,000.00	1,212,043.75	
3.2 FINNISH GOVT 450415	850,000.00	784,463.72	
3.2 O.A.T 350525	10,060,000.00	9,751,459.80	
3.2 SPAIN GOVT 351031	4,760,000.00	4,677,848.33	
3.25 BUND 420704	4,590,000.00	4,502,049.85	
3.25 ITALY GOVT 320715	3,790,000.00	3,772,105.51	
3.25 ITALY GOVT 321115	3,250,000.00	3,224,765.37	
3.25 ITALY GOVT 380301	3,220,000.00	3,016,882.40	
3.25 ITALY GOVT 460901	4,190,000.00	3,579,789.35	
3.25 NETH GOVT 440115	1,760,000.00	1,708,256.00	
3.25 O.A.T 450525	6,300,000.00	5,510,323.35	
3.25 O.A.T 550525	4,610,000.00	3,698,662.93	
3.25 SPAIN GOVT 340430	4,110,000.00	4,103,442.49	
3.3 BEL GOVT 540622	1,990,000.00	1,650,780.89	
3.3 SPAIN GOVT 360430	710,000.00	700,304.31	
3.35 ITALY GOVT 290701	4,600,000.00	4,656,067.56	
3.35 ITALY GOVT 350301	4,260,000.00	4,174,199.34	
3.4 ITALY GOVT 280401	3,000,000.00	3,033,325.50	
3.45 AUSTRIA GOVT 301020	2,460,000.00	2,522,650.53	
3.45 BEL GOVT 420622	700,000.00	651,840.64	
3.45 BEL GOVT 430622	1,150,000.00	1,061,774.01	
3.45 ITALY GOVT 270715	5,480,000.00	5,526,549.31	
3.45 ITALY GOVT 310715	3,000,000.00	3,036,423.00	
3.45 ITALY GOVT 360201	2,850,000.00	2,780,241.97	
3.45 ITALY GOVT 480301	3,170,000.00	2,762,627.25	
3.45 SPAIN GOVT 341031	4,960,000.00	5,005,267.44	
3.45 SPAIN GOVT 430730	3,630,000.00	3,415,510.56	
3.45 SPAIN GOVT 660730	3,090,000.00	2,659,995.60	
3.5 BEL GOVT 550622	1,980,000.00	1,692,854.55	
3.5 ITALY GOVT 300301	4,560,000.00	4,644,388.72	
3.5 ITALY GOVT 310215	3,290,000.00	3,341,085.47	
3.5 NETH GOVT 560115	1,290,000.00	1,267,755.65	
3.5 O.A.T 331125	10,350,000.00	10,395,291.60	
3.5 O.A.T 351125	9,880,000.00	9,750,739.05	
3.5 PORTUGUESE 380618	1,830,000.00	1,818,049.18	
3.5 SPAIN GOVT 290531	4,980,000.00	5,085,884.76	
3.5 SPAIN GOVT 410131	2,270,000.00	2,185,531.97	
3.55 SPAIN GOVT 331031	4,920,000.00	5,028,510.60	
3.6 ITALY GOVT 351001	4,700,000.00	4,656,439.22	
3.6 O.A.T 420525	3,510,000.00	3,292,334.37	
3.625 PORTUGUESE 540612	510,000.00	475,164.56	
3.65 ITALY GOVT 350801	3,750,000.00	3,735,943.12	

3.7 ITALY GOVT 300615	3,350,000.00	3,431,641.84
3.75 AUSTRIA GOVT 560320	310,000.00	303,574.86
3.75 BEL GOVT 450622	1,830,000.00	1,737,700.00
3.75 NETH GOVT 420115	3,940,000.00	4,088,172.36
3.75 O.A.T 560525	3,380,000.00	2,965,982.09
3.8 AUSTRIA GOVT 620126	900,000.00	892,007.32
3.8 ITALY GOVT 280801	4,090,000.00	4,174,749.70
3.85 ITALY GOVT 291215	5,090,000.00	5,237,939.32
3.85 ITALY GOVT 340701	3,420,000.00	3,485,163.65
3.85 ITALY GOVT 350201	4,350,000.00	4,415,576.25
3.85 ITALY GOVT 401001	3,180,000.00	3,089,791.72
3.85 ITALY GOVT 490901	3,300,000.00	3,038,321.55
3.875 PORTUGUESE 300215	650,000.00	676,757.57
3.9 SPAIN GOVT 390730	3,320,000.00	3,377,619.25
3.95 ITALY GOVT 411001	2,770,000.00	2,697,555.49
4 BEL GOVT 320328	1,620,000.00	1,699,019.55
4 BUND 370104	5,280,000.00	5,708,696.39
4 ITALY GOVT 301115	3,840,000.00	3,981,870.72
4 ITALY GOVT 311030	1,600,000.00	1,662,936.00
4 ITALY GOVT 350430	1,270,000.00	1,305,281.87
4 ITALY GOVT 370201	6,110,000.00	6,223,649.66
4 NETH GOVT 370115	3,510,000.00	3,764,366.19
4 O.A.T 381025	5,450,000.00	5,503,378.92
4 O.A.T 550425	4,490,000.00	4,157,091.95
4 O.A.T 600425	4,100,000.00	3,743,177.00
4 SPAIN GOVT 541031	3,050,000.00	2,975,403.31
4.05 ITALY GOVT 371030	1,540,000.00	1,563,642.85
4.1 ITALY GOVT 290201	3,930,000.00	4,053,618.15
4.1 ITALY GOVT 460430	710,000.00	688,218.12
4.1 O.A.T 460525	550,000.00	537,935.20
4.1 PORTUGUESE 370415	2,700,000.00	2,857,880.07
4.1 PORTUGUESE 450215	1,480,000.00	1,523,678.50
4.15 AUSTRIA GOVT 370315	2,540,000.00	2,729,490.85
4.15 ITALY GOVT 391001	2,880,000.00	2,911,972.89
4.2 ITALY GOVT 340301	3,490,000.00	3,646,072.80
4.2 SPAIN GOVT 370131	4,860,000.00	5,146,506.72
4.25 BEL GOVT 410328	3,500,000.00	3,618,945.75
4.25 BUND 390704	3,560,000.00	3,933,198.36
4.3 ITALY GOVT 541001	2,380,000.00	2,298,144.66
4.35 ITALY GOVT 331101	4,260,000.00	4,496,733.31
4.4 ITALY GOVT 330501	4,750,000.00	5,036,434.50
4.4 O.A.T 570525	1,400,000.00	1,372,138.60
4.45 ITALY GOVT 430901	2,960,000.00	3,031,855.48

	4.5 ITALY GOVT 531001	2,770,000.00	2,768,691.17	
	4.5 O.A.T 410425	7,120,000.00	7,482,187.28	
	4.65 ITALY GOVT 551001	1,990,000.00	2,022,740.87	
	4.7 SPAIN GOVT 410730	4,200,000.00	4,620,242.34	
	4.75 BUND 280704	4,340,000.00	4,530,211.35	
	4.75 BUND 340704	3,990,000.00	4,513,059.07	
	4.75 BUND 400704	3,910,000.00	4,539,774.70	
	4.75 ITALY GOVT 280901	3,930,000.00	4,097,214.81	
	4.75 ITALY GOVT 440901	3,790,000.00	4,033,494.60	
	4.75 O.A.T 350425	5,780,000.00	6,291,307.47	
	4.9 SPAIN GOVT 400730	4,010,000.00	4,503,342.28	
	5 BEL GOVT 350328	3,690,000.00	4,124,098.98	
	5 ITALY GOVT 340801	4,450,000.00	4,900,273.25	
	5 ITALY GOVT 390801	5,060,000.00	5,575,707.09	
	5 ITALY GOVT 400901	4,550,000.00	5,011,142.50	
	5.15 SPAIN GOVT 281031	4,850,000.00	5,127,670.74	
	5.15 SPAIN GOVT 441031	3,560,000.00	4,128,023.98	
	5.25 ITALY GOVT 291101	5,160,000.00	5,547,677.50	
	5.5 BEL GOVT 280328	4,210,000.00	4,423,005.79	
	5.5 BUND 310104	3,600,000.00	4,030,326.00	
	5.5 NETH GOVT 280115	2,180,000.00	2,281,603.91	
	5.5 O.A.T 290425	8,800,000.00	9,447,416.00	
	5.625 BUND 280104	4,260,000.00	4,463,107.00	
	5.75 ITALY GOVT 330201	4,770,000.00	5,440,185.00	
	5.75 O.A.T 321025	6,210,000.00	7,093,332.13	
	5.75 SPAIN GOVT 320730	4,890,000.00	5,631,876.57	
	6 ITALY GOVT 310501	5,600,000.00	6,330,469.60	
	6 SPAIN GOVT 290131	5,580,000.00	6,054,634.80	
	6.25 AUSTRIA GOVT 270715	3,630,000.00	3,781,793.89	
	6.25 BUND 300104	2,550,000.00	2,862,237.30	
	6.5 BUND 270704	2,680,000.00	2,798,047.30	
	6.5 ITALY GOVT 271101	5,770,000.00	6,079,782.64	
ユーロ合計		1,503,380,000.00	1,380,585,026.47 (255,711,958,602)	
合計			881,296,334,608 (881,296,334,608)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 235銘柄	100.00%	44.74%

カナダドル	国債証券	42銘柄	100.00%	2.14%
オーストラリアドル	国債証券	26銘柄	100.00%	1.30%
イギリスポンド	国債証券	64銘柄	100.00%	5.63%
シンガポールドル	国債証券	18銘柄	100.00%	0.37%
マレーシアリンギット	国債証券	28銘柄	100.00%	0.53%
ニュージーランドドル	国債証券	13銘柄	100.00%	0.29%
スウェーデンクローネ	国債証券	8銘柄	100.00%	0.19%
ノルウェークローネ	国債証券	10銘柄	100.00%	0.17%
デンマーククローネ	国債証券	7銘柄	100.00%	0.19%
メキシコペソ	国債証券	17銘柄	100.00%	0.90%
韓国ウォン	国債証券	50銘柄	100.00%	0.50%
イスラエルシェケル	国債証券	13銘柄	100.00%	0.44%
ポーランドズロチ	国債証券	16銘柄	100.00%	0.74%
中国元	国債証券	85銘柄	100.00%	12.85%
ユーロ	国債証券	397銘柄	100.00%	29.02%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

2【ファンドの現況】

【三菱UFJ <DC>外国債券インデックスファンド】

【純資産額計算書】

2026年 5月29日現在

(単位：円)

I 資産総額	5,302,009,196
II 負債総額	24,523,270
III 純資産総額（I－II）	5,277,485,926
IV 発行済口数	2,079,944,226口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	2.5373
（10,000口当たり）	（25,373）

(参考)

外国債券インデックスマザーファンド

純資産額計算書

2026年 5月29日現在

(単位：円)

I 資産総額	954,336,001,539
II 負債総額	24,851,691,151
III 純資産総額（I－II）	929,484,310,388
IV 発行済口数	301,863,250,758口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	3.0792
（10,000口当たり）	（30,792）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定のほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

2026年5月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間ににおける資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社です。会社の機関としては、株主総会の他、取締役会、代表取締役、監査等委員会を設置しています。

株主総会

株主総会は、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更の承認等を行います。

取締役会

取締役会は、株主総会で選任された取締役で構成され、経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備、取締役の職務の執行の監督、代表取締役の選定・解職などを行います。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する任意の機関として、経営会議を設置しています。

代表取締役

代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定され、当社を代表します。

監査等委員会

監査等委員会は、株主総会で選任された監査等委員である取締役で構成され、取締役の職務執行について監査を行うほか、各監査等委員である取締役は、取締役として取締役会の決議に参加します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

各運用部は国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

①で策定された投資環境見通しに沿って、各運用部は運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2026年 5月29日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	795	63,277,112
追加型公社債投資信託	17	1,642,481
単位型株式投資信託	50	274,248
単位型公社債投資信託	36	97,311
合 計	898	65,291,152

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：百万円）

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	37,354	38,323
有価証券	700	3,347
前払費用	770	937
未収入金	25	0
未収委託者報酬	24,418	29,726
未収収益 ※2	1,005	※2 1,081
金銭の信託	1,650	3,151
その他	398	526
流動資産合計	66,325	77,094
固定資産		
有形固定資産		
建物 ※1	2,762	※1 2,581
器具備品 ※1	1,045	※1 1,542
土地	628	628
建設仮勘定	747	6
有形固定資産合計	5,184	4,758
無形固定資産		
ソフトウェア	4,452	4,732
ソフトウェア仮勘定	1,003	861
無形固定資産合計	5,456	5,594
投資その他の資産		
投資有価証券	10,302	17,107
関係会社株式	159	159
投資不動産 ※1	1,712	※1 1,641
長期差入保証金	690	689
繰延税金資産	1,640	1,362
その他	45	45
貸倒引当金	△23	△23
投資その他の資産合計	14,526	20,981
固定資産合計	25,166	31,334
資産合計	91,491	108,428

(単位：百万円)

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	474	567
未払金		
未払収益分配金	114	130
未払償還金	151	166
未払手数料	8,878	11,249
その他未払金 ※2	819	※2 1,817
未払費用 ※2	10,352	※2 11,814
未払消費税等	1,211	1,352

未払法人税等	3,187	4,562
賞与引当金	1,308	1,636
役員賞与引当金	259	307
その他	1	0
流動負債合計	26,761	33,606
固定負債		
退職給付引当金	1,654	1,726
役員退職慰労引当金	25	11
時効後支払損引当金	244	240
資産除去債務	1,444	1,460
その他	29	29
固定負債合計	3,398	3,467
負債合計	30,159	37,074
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金		
資本準備金	3,572	3,572
その他資本剰余金	41,160	41,160
資本剰余金合計	44,732	44,732
利益剰余金		
利益準備金	342	342
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,846	21,587
利益剰余金合計	13,189	21,929
株主資本合計	59,921	68,662

(単位：百万円)

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,410	2,691
評価・換算差額等合計	1,410	2,691
純資産合計	61,332	71,354
負債純資産合計	91,491	108,428

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	114,618	127,568
投資顧問料	3,645	4,011
その他営業収益	2	0

営業収益合計	118,266	131,580
営業費用		
支払手数料	39,884	45,876
広告宣伝費	692	624
公告費	0	0
調査費		
調査費	4,604	5,304
委託調査費	32,816	34,202
事務委託費	2,486	2,110
営業雑経費		
通信費	156	139
印刷費	389	366
協会費	88	103
諸会費	23	27
事務機器関連費	2,925	3,252
営業費用合計	84,071	92,006
一般管理費		
給料		
役員報酬	469	502
給料・手当	7,985	8,390
賞与引当金繰入	1,308	1,636
役員賞与引当金繰入	259	307
福利厚生費	1,538	1,613
交際費	12	13
旅費交通費	132	195
租税公課	478	709
不動産賃借料	644	634
退職給付費用	377	379
固定資産減価償却費	2,383	2,609
諸経費	1,174	1,198
一般管理費合計	16,765	18,192
営業利益	17,429	21,380

(単位：百万円)

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	107	171
有価証券利息	-	8
受取利息	12	81
投資有価証券償還益	29	6
収益分配金等時効完成分	4	57
受取賃貸料	214	204
その他	22	34
営業外収益合計	390	563
営業外費用		
投資有価証券償還損	7	10
時効後支払損引当金繰入	15	-
事務過誤費	7	23
賃貸関連費用	188	182

投資事業組合運用損	-	19
その他	9	0
営業外費用合計	227	236
経常利益	17,592	21,707
特別利益		
投資有価証券売却益	739	326
特別利益合計	739	326
特別損失		
投資有価証券売却損	138	14
投資有価証券評価損	-	37
固定資産除却損	※2 18	※2 2
固定資産売却損	※1 6	-
減損損失	※4 1,306	-
事業譲渡関連損失	※5 491	-
特別損失合計	1,961	54
税引前当期純利益	16,371	21,979
法人税、住民税及び事業税	※3 5,356	※3 6,780
法人税等調整額	△344	△312
法人税等合計	5,011	6,468
当期純利益	11,359	15,510

(3) 【株主資本等変動計算書】

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310
当期変動額					
剰余金の配当			△45,747	△45,747	△45,747
当期純利益			11,359	11,359	11,359

別途積立金の取崩		△6,998	6,998	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△6,998	△27,390	△34,388	△34,388
当期末残高	342	—	12,846	13,189	59,921

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,937	1,937	96,247
当期変動額			
剰余金の配当			△45,747
当期純利益			11,359
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△527	△527	△527
当期変動額合計	△527	△527	△34,915
当期末残高	1,410	1,410	61,332

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金			株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計	
		繰越利益 剰余金		
当期首残高	342	12,846	13,189	59,921
当期変動額				
剰余金の配当		△6,770	△6,770	△6,770
当期純利益		15,510	15,510	15,510
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	8,740	8,740	8,740
当期末残高	342	21,587	21,929	68,662

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,410	1,410	61,332
当期変動額			
剰余金の配当			△6,770
当期純利益			15,510
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,281	1,281	1,281
当期変動額合計	1,281	1,281	10,021
当期末残高	2,691	2,691	71,354

[注記事項]

(重要な会計方針)

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2.金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 3年～20年

投資不動産 3年～50年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）

「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）

(1)概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560 実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(貸借対照表関係)

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
建物	682百万円	862百万円
器具備品	2,168百万円	1,144百万円
投資不動産	288百万円	359百万円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
未収収益	16百万円	37百万円
その他未払金	43百万円	215百万円
未払費用	29百万円	183百万円

(損益計算書関係)

※1.固定資産売却損の内訳

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
器具備品	6百万円	—
計	6百万円	—

※2.固定資産除却損の内訳

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物	—	2百万円
器具備品	2百万円	0百万円
ソフトウェア	—	—
電話加入権	15百万円	—
計	18百万円	2百万円

※3.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
法人税、住民税及び事業税	42百万円	251百万円

※4.減損損失

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都港区（本社）	インターネット直販サービス	ソフトウェア	1,306百万円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグループングとしております。

現行のソフトウェアについて、利用終了が見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

※5.事業譲渡関連損失

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

吸収分割に伴うものであり、データ移管に伴うシステム対応費用であります。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	45,747百万円
②	1株当たり配当額	216,218円
③	基準日	2024年3月31日
④	効力発生日	2024年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	6,770百万円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	31,998円
④	基準日	2025年3月31日
⑤	効力発生日	2025年6月27日

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2025年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	6,770百万円
②	1株当たり配当額	31,998円
③	基準日	2025年3月31日
④	効力発生日	2025年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①	配当金の総額	12,408百万円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	58,647円
④	基準日	2026年3月31日
⑤	効力発生日	2026年6月26日

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
1年内	681百万円	171百万円
1年超	170百万円	4百万円
合計	851百万円	176百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）及び国債で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下、「時価算定適用指針」という。）第24-16項を適用した投資事業有限責任組合等への出資は、次表には含まれておりません（（注3）参照）。

第40期(2025年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	37,354	37,352	△1

(2)	有価証券	700	700	—
(3)	金銭の信託	1,650	1,650	—
(4)	投資有価証券	10,099	10,099	—
	資産計	49,805	49,803	△1

- (注1) 「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 現金及び預金に含まれるコーラブル預金（定期預金）（貸借対照表計上額1,000百万円）の時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっております。
- (注3) 市場価格のない株式等、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資
 関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額202百万円）は上記に含めておりません。
- (注4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。
- (注5) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第40期(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	37,354	—	—	—
金銭の信託	1,650	—	—	—
未収委託者報酬	24,418	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	700	3,248	268	11
合計	64,124	3,248	268	11

第41期(2026年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 有価証券	3,347	3,347	—
(2) 金銭の信託	3,151	3,151	—
(3) 投資有価証券	16,751	16,751	—
資産計	23,250	23,250	—

- (注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 投資有価証券には、時価算定適用指針第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (注3) 市場価格のない株式等、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資
 関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額355百万円）は上記に含めておりません。
- (注4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。
- (注5) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第41期(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	38,323	—	—	—
金銭の信託	3,151	—	—	—
未収委託者報酬	29,726	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債	1,999	—	—	—
投資信託	1,348	2,241	1,919	1,996
合計	74,548	2,241	1,919	1,996

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

なお、時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託は、次表には含めておりません（(1)＊参照）。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	700	—	700
金銭の信託	—	1,650	—	1,650
投資有価証券	2,601	7,498	—	10,099
資産計	2,601	9,849	—	12,450

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第41期(2026年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	1,999	1,348	—	3,347
金銭の信託	—	3,151	—	3,151
投資有価証券(＊)	5,740	10,711	—	16,451
資産計	7,739	15,210	—	22,950

（※）時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託（貸借対照表計上額 300百万円）

は、上記には含めておりません。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）及び国債は相場価格を用いて評価しております。ETF及び国債は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付しておりません。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（注2）時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期の損益に計上した額	その他有価証券評価差額金に計上した額	購入、売却及び償還による変動額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
投資有価証券（その他有価証券）	—	—	0	300	—	—	300	—

（注）決算日における解約等に関する制限の主な内容は、解約不可とされるものが300百万円であります。

（2）時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

第40期（2025年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金及び預金	—	998	—	998
資産計	—	998	—	998

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

現金及び預金

コーラブル預金（定期預金）は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）は、上記に含めておりません。

第41期(2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

第40期（2025年3月31日現在）及び第41期（2026年3月31日現在）

関連会社株式（貸借対照表計上額は159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第40期(2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	9,857	7,508	2,348
	小計	9,857	7,508	2,348
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	2,593	2,884	△290
	小計	2,593	2,884	△290
合計		12,450	10,392	2,058

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は1,650百万円、取得原価は1,650百万円）を含めております。

第41期(2026年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	17,489	13,219	4,269
	小計	17,489	13,219	4,269
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	1,999	1,999	△0
	その他	3,762	4,091	△328
	小計	5,761	6,090	△329
合計		23,250	19,309	3,940

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は3,151百万円、取得原価は3,150百万円）を含めております。

3. 売却したその他有価証券

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,044	739	138
合計	4,044	739	138

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	1,780	326	14
合計	1,780	326	14

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度においては、減損処理を行っておりません。

当事業年度において、有価証券について37百万円（その他有価証券のその他37百万円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%

以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,652 百万円	3,437 百万円
勤務費用	180	178
利息費用	47	67
数理計算上の差異の発生額	△207	△239
退職給付の支払額	△236	△286
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,437	3,157

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
年金資産の期首残高	2,492 百万円	2,350 百万円
期待運用収益	44	42
数理計算上の差異の発生額	△62	144
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△116	△154
退職給付制度終了に伴う調整額	△8	—
年金資産の期末残高	2,350	2,383

（3）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,018 百万円	1,762 百万円
年金資産	△2,350	△2,383
	△332	△620
非積立型制度の退職給付債務	1,418	1,394
未積立退職給付債務	1,086	773
未認識数理計算上の差異	660	979
未認識過去勤務費用	△92	△27
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,654	1,726
退職給付引当金	1,654	1,726
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,654	1,726

（4）退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	180 百万円	178 百万円
利息費用	47	67
期待運用収益	△44	△42
数理計算上の差異の 費用処理額	△43	△64
過去勤務費用の費用処理額	65	65
その他	△0	1
確定給付制度に係る 退職給付費用	204	205

(注) 「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
債券	64.7 %	67.8 %
株式	33.2	29.2
その他	2.1	3.0
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
割引率	2.07～2.11%	2.89～2.97%
長期期待運用収益率	1.8%	1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度172百万円、当事業年度173百万円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	392百万円	385百万円
投資有価証券評価損	28	40
未払事業税	173	245
賞与引当金	400	515
役員賞与引当金	48	67
役員退職慰労引当金	8	3
退職給付引当金	521	544
減価償却超過額	291	297
資産除去債務	52	87
時効後支払損引当金	77	75
その他	296	339

繰延税金資産 小計	2,290	2,603
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,290	2,603
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△648	△1,238
その他	△1	△2
繰延税金負債 合計	△649	△1,241
繰延税金資産の純額	1,640	1,362

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第40期（2025年3月31日現在）及び第41期（2026年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
期首残高	1,428百万円	1,444百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	—	—
時の経過による調整額	15百万円	15百万円
期末残高	1,444百万円	1,460百万円

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）及び第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）及び第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1.関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株会社業	被所有 直接 100.0%	グループ通算制度	グループ通算制度に伴う通算税効果額 (注1)	42 百万円	その他未払金	43 百万円
						経営管理	経営管理手数料 (注2)	508 百万円		
						役員の兼任				

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株会社業	被所有 直接 100.0%	グループ通算制度	グループ通算制度に伴う通算税効果額 (注1)	251 百万円	その他未払金	215 百万円
						経営管理	経営管理手数料 (注2)	647 百万円		
						役員の兼任				

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。
2. 経営管理手数料については、経営管理契約に基づく取引条件によっております。
3. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示して

おります。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	5,310 百万円	未払手数料	952 百万円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注2)	451 百万円	未払費用	237 百万円
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	4,747 百万円	未払手数料	1,115 百万円
						取引銀行	コーラブル預金の預入 (注3)	1,000 百万円	現金及び預金	1,000 百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	8,404 百万円	未払手数料	1,572 百万円

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	5,693 百万円	未払手数料	1,169 百万円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注2)	460 百万円	未払費用	262 百万円

同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	5,038 百万円	未払手数料	1,350 百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	9,745 百万円	未払手数料	1,832 百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	289,876.37円	337,242.83円
1株当たり当期純利益金額	53,688.15円	73,309.88円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益金額（百万円）	11,359	15,510
普通株主に帰属しない金額 （百万円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 （百万円）	11,359	15,510
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

①名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

②資本金の額：324,279百万円（2025年9月末現在）

③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

①名称	②資本金の額 (2025年9月末現在)	③事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
富国生命保険相互会社	136,000 百万円※	生命保険業務を営んでいます。
株式会社みずほ銀行	1,404,065 百万円	銀行業務を営んでいます。

※富国生命保険相互会社の資本金の額は「基金」および「基金償却積立金」の合計額を記載しております。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

（2）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等

を行います。

3【資本関係】

該当ありません。（2026年5月末現在）

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2025年 8月 8日	有価証券届出書
2025年 8月 8日	有価証券報告書
2026年 2月10日	有価証券届出書の訂正届出書
2026年 2月10日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2026年6月5日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴見 将史

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田嶋 大士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年7月15日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ＜ＤＣ＞外国債券インデックスファンドの2025年5月13日から2026年5月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ＜ＤＣ＞外国債券インデックスファンドの2026年5月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。